

名古屋市 男女平等参画 基本計画2020

計画期間 平成28年度～平成32年度



名古屋市

市民の誰もが性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」をめざして

市民の誰もが、お互いの人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、21世紀における大変重要な課題です。

国においては、平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、同法に基づき、平成27年12月には「第4次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められています。また、今年4月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が全面施行されることにより、女性の活躍推進に向けた動きがさらに広がっていくものと期待されます。

名古屋市においても、平成14年に男女平等参画推進なごや条例が施行され、同条例に基づき平成23年に「名古屋市男女平等参画基本計画2015」を策定し、男女平等参画施策の着実な推進に努めてまいりました。しかしながら、性別に起因する多くの課題が依然として解消されず、また、名古屋市域全体の女性の活躍をさらに進める必要があることから、施策のさらなる推進を図るための後継計画として、このたび、「名古屋市男女平等参画基本計画2020」を策定いたしました。この計画では、「性別にかかわる人権侵害の解消」をはじめとした5つの目標掲げるとともに、「あらゆる分野における女性の活躍を推進する」など4つの重点的に取り組む施策を設定し、すべての市民が、性別にかかわらず、いきいきと活躍することにより、安心して豊かに暮らせる社会の実現をめざしてまいります。

わが国は、人口減少時代に突入したと言われております。女性も男性もすべての市民が性別にかかわらず、お互いを大切にして、雇用や家庭生活、地域生活において協力していかなければ、これからの社会の発展は望めません。

また、男女共同参画社会の実現は、行政だけの取組で成しえるものではなく、市民・事業者・団体等の皆様にも、それぞれの立場で主体的かつ積極的に取り組んでいただくとともに、名古屋市としてもこれまで以上に皆様方と連携を強化した取組を重ね、この計画を着実に推進し、「性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し活気あるまち・なごや」の実現に向けて取り組んでまいりますので、今後とも幅広い市民の皆様の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

この計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました名古屋市男女平等参画審議会の委員の皆様はじめ関係の皆様、市民意見募集に貴重な意見をお寄せいただきました皆様に、心よりお礼申し上げます。

平成28年 3 月

名古屋市長 河村 たかし

目 次

I 基本計画の策定にあたって

1 策定の経緯	1
2 基本的な考え方	1
3 法律等の国の動き	3
4 社会の状況等	4
5 名古屋市の現状と課題	4

II 基本計画の概要

1 基本計画の目標	17
2 重点的に取り組む施策・事業	18
3 基本計画の推進体制	19
4 基本計画の進行管理・評価	20
5 基本計画の全体像	21

III 目標ごとの方針と事業

基本計画の体系	23
目標 1 性別にかかわる人権侵害の解消	24
目標 2 男女平等参画推進のための意識変革	34
目標 3 方針決定過程への女性の参画	39
目標 4 雇用等における男女平等	43
目標 5 家庭・地域における男女の自立と平等参画	48

資料編	53
-----	----

※「男女共同参画社会」と「男女平等参画」の表記について

男女共同参画社会…………… 男女共同参画社会基本法に定める、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のこと

男女平等参画…………… 男女平等参画推進なごや条例に定める、男女共同参画社会の実現のために女性と男性の平等とあらゆる分野への参画を推進すること

I 基本計画の策定にあたって

1 策定の経緯



名古屋市では、男女共同参画社会の実現をめざすため、男女共同参画社会基本法（平成11年施行。以下「基本法」という。）に基づく市町村男女共同参画計画として、また、平成13年に策定した「男女共同参画プラン21」を継承する形で、平成23年3月に「名古屋市男女平等参画基本計画2015」（以下「基本計画2015」という。）を策定し、その推進を図ってきました。

基本計画2015の計画期間が平成27年度で満了することから、平成27年4月に、名古屋市男女平等参画審議会に対し、男女平等参画の推進に関する基本計画に位置づける、次期「男女平等参画基本計画」の策定に向けた基本的な方向性及び取り組むべき施策等について諮問しました。

平成27年11月に、同審議会から答申を受けましたので、この答申を踏まえて、「名古屋市男女平等参画基本計画2020」（以下「基本計画2020」という。）を策定します。

2 基本的な考え方



（1）目的及び基本理念

基本計画2020は、基本法に掲げられている「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目的として、男女平等参画推進なごや条例（平成14年施行。以下「条例」という。）に掲げる基本理念のとり、男女平等参画に関する推進施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

男女平等参画推進なごや条例に定める6つの基本理念（概要）

- （1）女性と男性の人権を尊重すること
- （2）企業や自治会等すべての団体の方針の立案、決定に女性と男性が平等に参画すること
- （3）固定的な性別役割分担意識や制度・慣習等で、社会活動の多様な選択が妨げられないこと
- （4）女性と男性が、相互の協力と社会の支援のもとに、家庭生活での活動と職場や学校、地域等での活動が両立できること
- （5）女性と男性が、お互いの性を理解し、妊娠・出産等に関して当事者の意見が尊重され、生涯にわたって健康に生活できること
- （6）国際的な取組を理解し、協調を図ること





(2) 計画の位置づけ

- ・ 条例第8条において、定めなければならないと規定されている「男女平等参画の推進に関する基本計画」
- ・ 基本法第14条第3項において、定めるよう努めることと規定されている「市町村男女共同参画計画」
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年施行。以下「女性活躍推進法」という。）において、定めるよう努めることと規定されている「市町村推進計画」（基本計画2020における目標3から目標5）

(3) 計画期間

平成28年度から平成32年度（5年間）

(4) 他の計画との関連

国では、平成28年度からを計画期間とする「第4次男女共同参画基本計画」が平成27年12月に策定され、また、愛知県でも、同じく平成28年度からを計画期間とする「あいち男女共同参画プラン2020」が策定されています。基本計画2020は、国や愛知県の内容を踏まえつつ、名古屋市の特性を反映したものです。

さらに、名古屋市の総合計画である「名古屋市総合計画2018」（平成30年度まで）や、以下の個別計画等との整合性を図りながら、男女平等参画を総合的かつ計画的に推進するための施策としてまとめたものです。

- ・ 「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」……………（平成28～32年度）
- ・ 「なごや子ども・子育てわくわくプラン2015」……………（平成27～31年度）
- ・ 「新たなごや人権施策推進プラン」……………（平成22～31年度）
- ・ 「第3期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画」……………（平成27～31年度）
- ・ 「名古屋市産業振興ビジョン2020」……………（平成28～32年度）
- ・ 「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 はつらつ長寿プランなごや2015」……………（平成27～29年度）
- ・ 「名古屋市障害者基本計画（第3次）」……………（平成26～30年度）
- ・ 「名古屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」……………（平成27～31年度）



3 法律等の国の動き

国では、基本法において、女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会、すなわち「男女共同参画社会」を実現することが、21世紀のわが国社会が持続的に発展し、人々が豊かに暮らしていくための最重要課題と位置づけました。

基本法に基づき、「男女共同参画基本計画（第1次）」が平成12年に初めて策定されて以降、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

近年、女性活躍に向けた動きが広がり、社会全体が変わり始めている状況にあり、平成27年9月には、女性の採用、登用、能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける等の女性活躍推進法が成立しました（労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）。

平成27年12月に策定された「第4次男女共同参画基本計画」では、効果的な計画の推進を図るため、4つの政策領域「Ⅰあらゆる分野における女性の活躍」、「Ⅱ安全・安心な暮らしの実現」、「Ⅲ男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「Ⅳ推進体制の整備・強化」が示されています。

また、平成23年3月の東日本大震災発生以降、その経験と教訓から、防災分野における男女共同参画の推進に向けて、災害対策基本法の改正や男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の作成などの取組が図られています。

その他、平成23年以降の関連する主な法律の動きは次のとおりです。

▶ 次世代育成支援対策推進法

平成23年の改正により従業員101人以上の企業についても仕事と子育ての両立のための「一般事業主行動計画」の策定・届出が義務付けられるとともに、平成26年の改正では、法律の適用される期限が平成37年までと10年間延長されました。

▶ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

平成21年改正の同法律が平成24年に全面施行され、従業員100人以下の事業主に対しても育児のための短時間勤務、所定外労働の免除及び介護休暇制度が義務付けられました。

▶ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

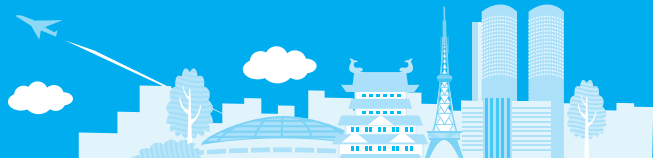
平成25年に施行規則が改正され、間接差別の禁止、性別を理由とする差別事例の追加、セクシュアル・ハラスメント対策が強化されました。

▶ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成26年の改正により、配偶者だけでなく生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の対象となりました。

▶ 過労死等防止対策法

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現を目的として平成26年に施行されました。平成27年には「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が定められ、調査研究や啓発などの取組がすすめられることとなりました。



4 社会の状況等



名古屋市の人口は平成26年10月1日現在で2,276,590人となっており、近年は増加傾向ですが、これは他市町村からの転入などの社会増加によるものであり、自然増減では、平成25年度より死亡者数が出生数を上回り、人口が自然減少する局面となっています。

さらに、14歳以下の人口の割合は平成12年の14.0%から平成26年には12.7%と減っている一方で、65歳以上の人口の割合は平成12年の15.6%から平成26年には23.7%と増えており、少子高齢化がすすむことで、生産年齢人口（15～64歳人口）が減少傾向にあります。

また、全国においては、1世帯当たりの人員は高齢世帯など単身世帯の増加などにより平成12年の2.42人から、平成27年には2.16人へと減っています。このほか、世帯構造別構成割合では、平成26年の国民生活基礎調査において「夫婦と未婚の子のみの世帯」が29.7%と最も多く、次いで「単独世帯」が27.1%となっているのに対し、平成22年度の名古屋市調査においては、「単独世帯」が40.7%と最も多く、次いで「夫婦と子ども世帯」が28.8%となっています。また、「ひとり親と未婚の子のみ世帯」は、全国的にも増加傾向にあります。さらに、国の労働力調査によると、共働き世帯数は平成26年に1,077万世帯に対して、男性雇用者と無業の妻からなる世帯数は720万世帯であり、平成11年以来、この差は拡大傾向にあります。

このような社会情勢においては、性別にかかわらず働きたい誰もが働き、働き続けられる職場環境があり、育児、介護その他の家庭生活や地域生活などあらゆる分野において活躍できるようになることはますます重要になってきています。

5 名古屋市の現状と課題



基本計画2015では、計画の達成状況を把握するため、5つの目標に対して14の成果指標を設定し、さまざまな事業に取り組んできました。指標の現状値を計画策定時と比較すると、ほとんどの指標が改善し、男女平等参画に関する施策の進展が認められますが、目標値の達成に至っていない指標も多くあり、一層の推進を図っていく必要があります。

基本計画2015に掲げる5つの目標の現状と課題はそれぞれ次のとおりです。

(1) 男女の人権の尊重

相談事業の状況

男女平等参画推進センターにおいて、「女性のための総合相談」を実施し、女性の人権を守る立場から、女性がさまざまな場面で直面する問題の解決に向けた取組をすすめています。

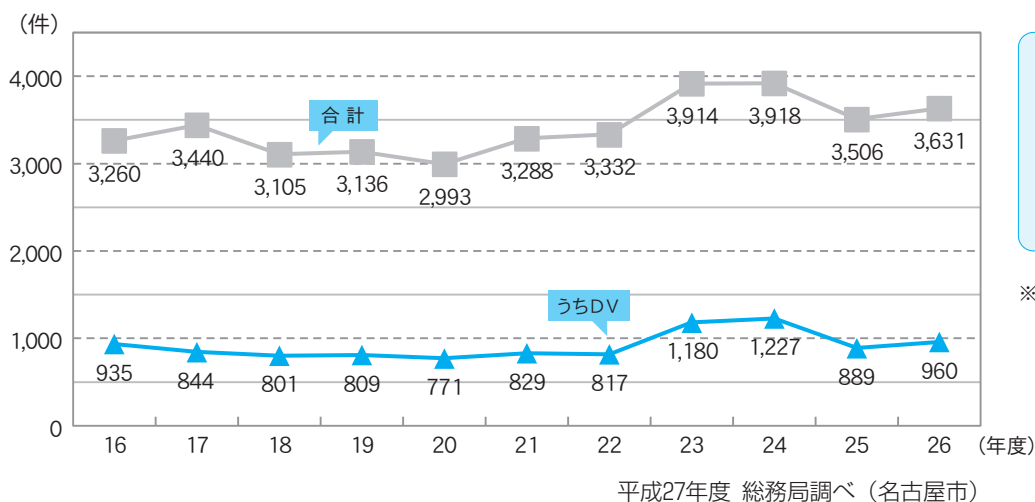
また、配偶者からの暴力¹（以下「DV」という。）被害者への支援の取組として、配偶者暴力相談支援センターと各区の社会福祉事務所において女性福祉相談を実施しています。名古屋市における相談件数は増加傾向にあります。

平成22年度から開始した「男性相談」においては、一定の相談ニーズがあり、男性も夫婦や家族等に悩み、生きづらさを感じている実態が見えてきたことから、男性に対する支援の拡充についても課題となっています。

¹ 配偶者からの暴力：

配偶者（女性・男性を問わない。事実婚も元配偶者、生活の本拠をともにする交際相手を含む。）からの暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力も含まれる。

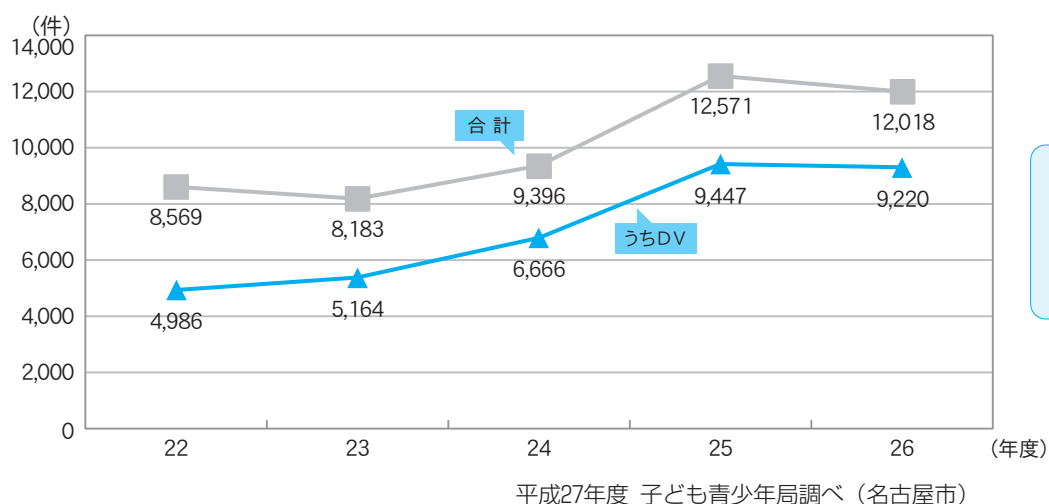
【図表1】女性のための総合相談件数



女性のための総合相談件数は、3,500件前後で推移しています。

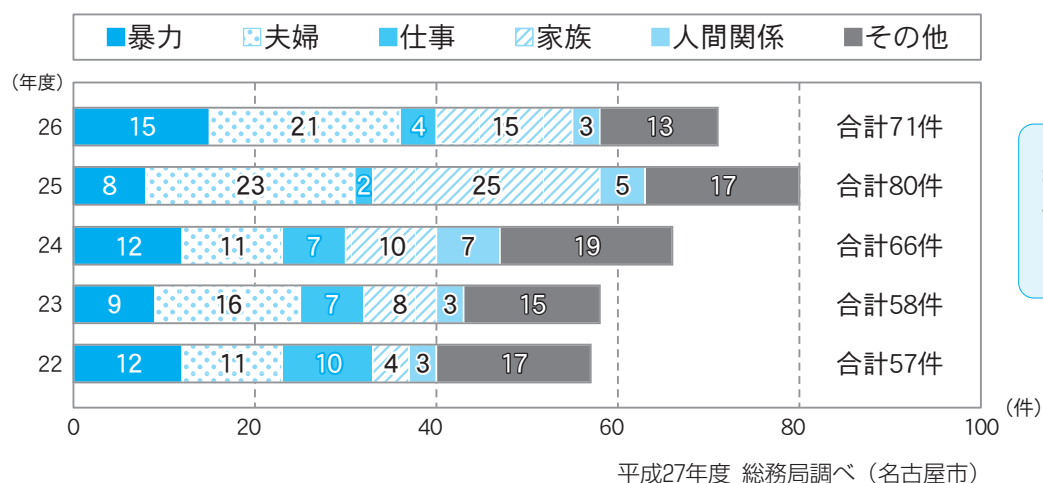
※相談件数は個別相談（電話・面接・専門）の件数

【図表2】女性福祉相談延件数（配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所）



女性福祉相談件数は増加傾向にあります。

【図表3】名古屋市男性相談件数



男性相談件数は、少数ながら増加傾向にあります。

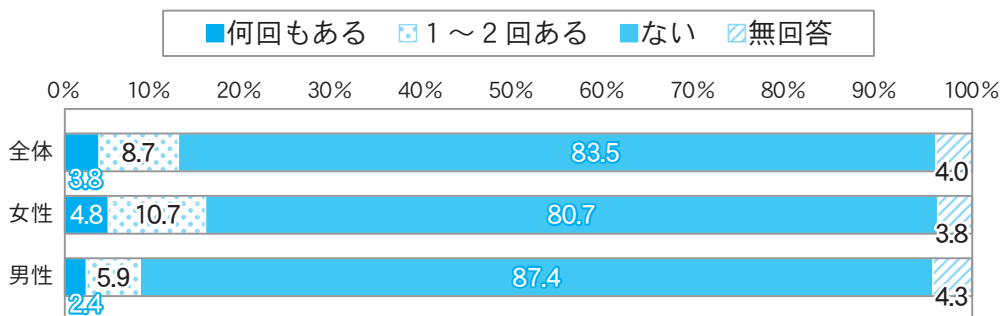


配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等の被害経験

平成26年度の名古屋市調査では、配偶者や交際相手から、殴られたり、けられたりしたという身体的暴力について、女性は15.5%、男性は8.3%の被害経験があると回答しました。また、パカなどと傷つく呼び方をされたという精神的暴力については、女性は約3人に1人（29.9%）、男性では約5人に1人（21.9%）が被害にあったと回答しています。加えて、セクシュアル・ハラスメントについて、性的な言葉や態度などによって、不快な思いをしたと答えた女性が約4人に1人（23.6%）いるなど、性別にかかわる人権問題は依然多く発生しています。

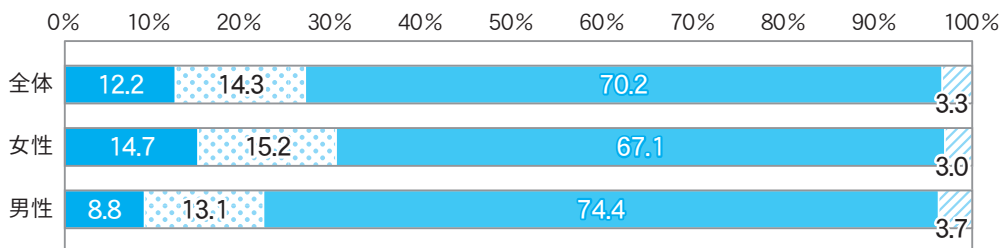
【図表4】人権にかかわる被害経験（名古屋市）

●配偶者や交際相手から身体的暴力を受けたこと（身体的暴力）



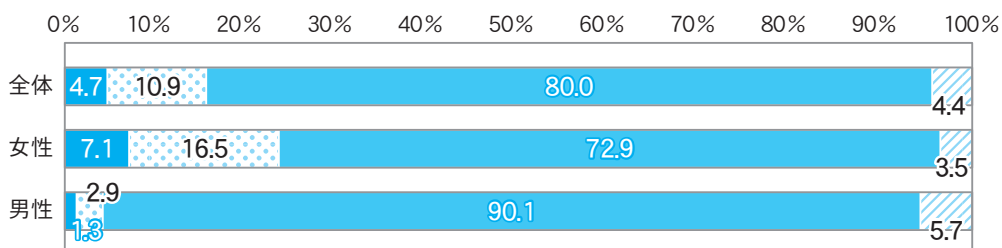
女性の15.5%、男性の8.3%が被害にあったと回答しています。

●配偶者や交際相手から暴言を吐かれること（精神的暴力）



女性の29.9%、男性の21.9%が被害にあったと回答しています。

●職場や学校などで性的な内容の言葉をかけられるなど不快な思いをしたこと（セクシュアル・ハラスメント）



女性の23.6%が被害にあったと回答しています。

平成26年度 第8回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

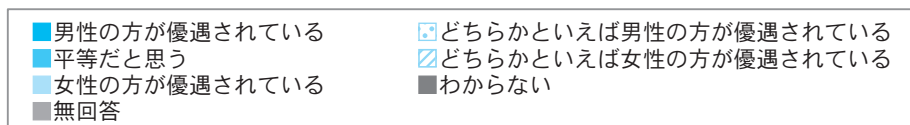
(2) 男女平等・男女の自立のための意識変革

社会全体における男女の地位の平等感

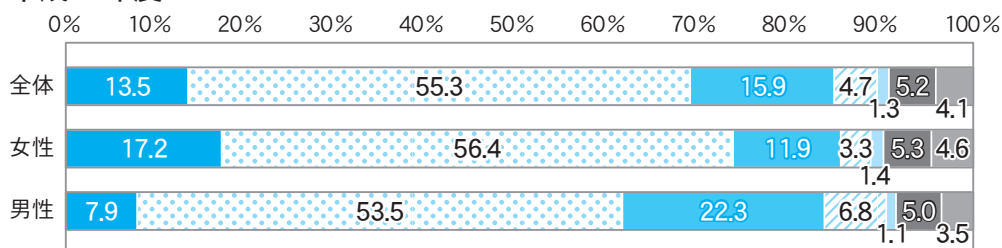
平成26年度の名古屋市調査では、男女の地位の平等感について、社会全体として「平等」と感じる人の割合は、平成22年度の15.9%から平成26年度は14.0%と減少しました。この割合は、平成24年度に内閣府が実施した世論調査の24.6%と比べて約10ポイント低くなっています。

【図表5】社会全体における男女の地位の平等感（名古屋市と全国）

●名古屋市

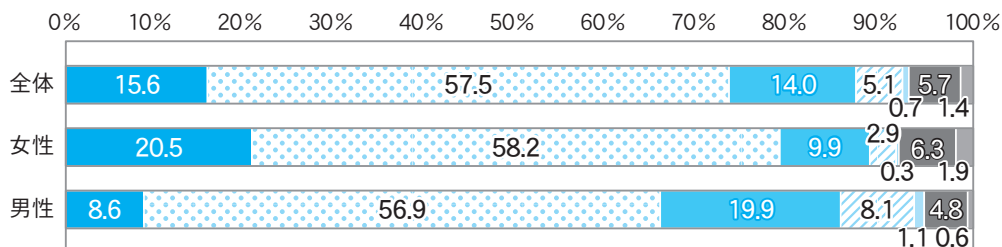


平成22年度



平成22年度
「平等」と感じる人の
割合は15.9%

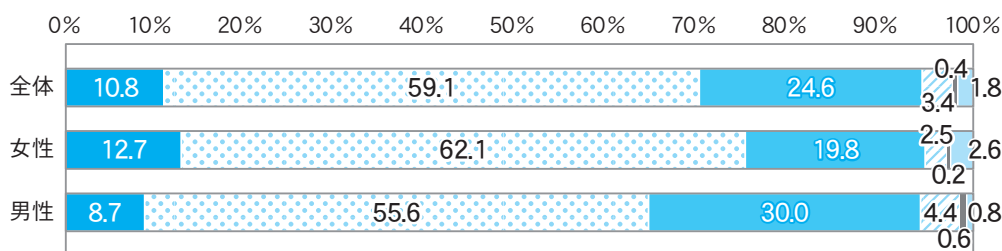
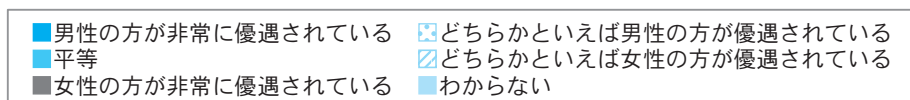
平成26年度



平成26年度
「平等」と感じる人の
割合は14.0%

平成22・26年度 男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

●全国



全国では、
「平等」と感じる人の
割合は24.6%

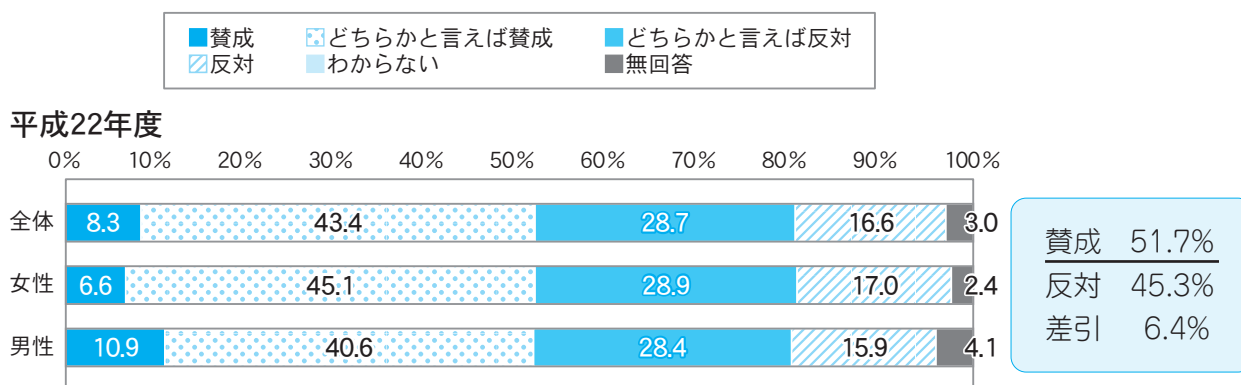
平成24年度 男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）

固定的な性別役割分担意識

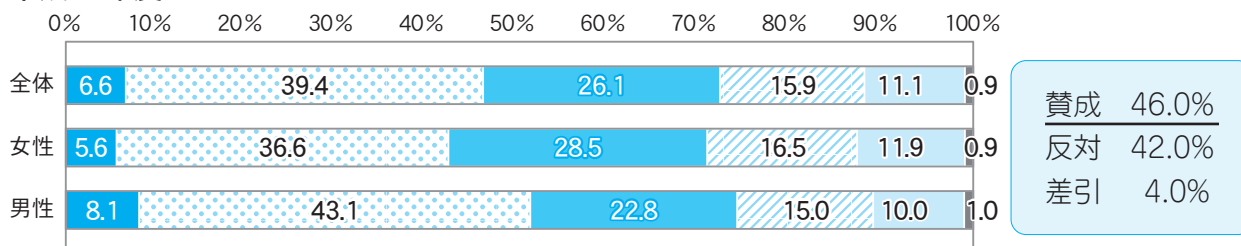
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的な性別役割分担意識に賛成の人の割合は、平成22年度の名古屋市調査では賛成51.7%と反対45.3%でしたが、平成26年度の調査では賛成46.0%と反対42.0%となり、その差は縮まったものの、依然として賛成が反対を上回っています。一方、内閣府が実施した世論調査の全国平均では、反対（49.4%）が賛成（44.6%）を若干上回っています。

【図表6】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対する意見（名古屋市と全国）

●名古屋市

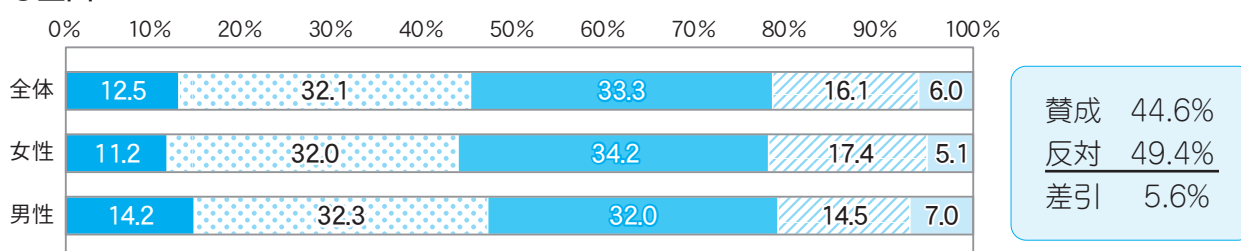


平成26年度



平成22・26年度 男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

●全国



平成26年度 女性の活躍推進に関する世論調査（内閣府）

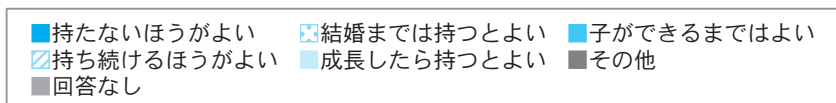
女性が職業を持つことについて

平成26年度の名古屋市調査では、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」（再就職型）と答えた人の割合が、全体で38.8%と最も多くなっていますが、前回調査と比較して男女ともに「子どもができてずっと職業を続ける方がよい」（継続型）が増加し、再就職型と継続型はほぼ拮抗しています。

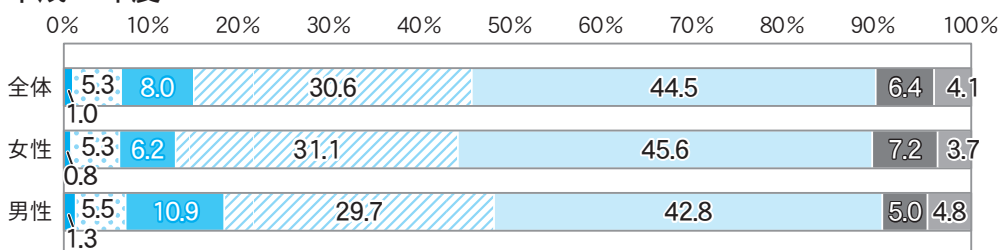
一方、全国では継続型が44.8%、再就職型が31.5%で継続型が大きく上回っているため、再就職型が多いのは名古屋市の特徴といえます。

【図表7】女性が職業を持つことについての考え（名古屋市と全国）

●名古屋市

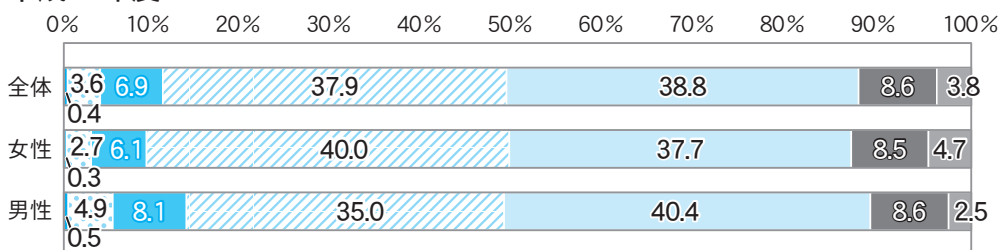


平成22年度



「成長したら持つとよい」（再就職型）が44.5%と最も多い。

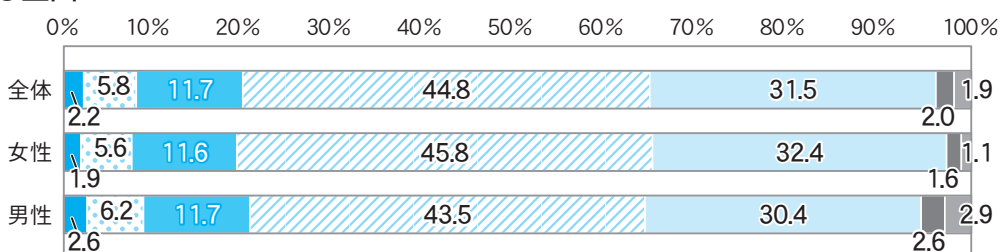
平成26年度



再就職型が38.8%と最も多いが、継続型との差は0.9ポイントにすぎない。

平成22・26年度 男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

●全国



「持ち続けるほうがよい」（継続型）が44.8%と最も多い。

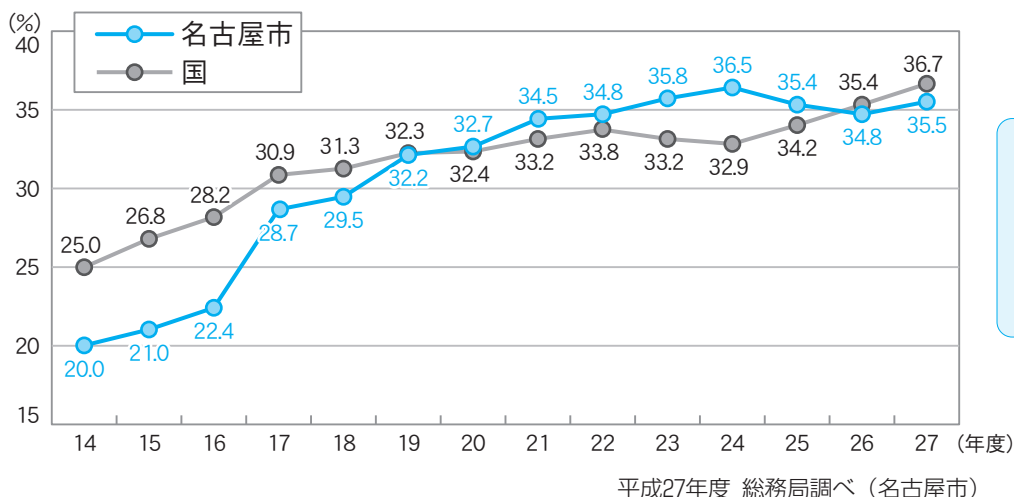
平成26年度 女性の活躍推進に関する世論調査（内閣府）

(3) 方針決定過程への女性の参画

審議会等への女性の登用

名古屋市審議会の女性委員の登用は、平成14年度の20.0%から上昇し続け、平成24年度の36.5%をピークに横ばい傾向が続いています。

【図表 8】 審議会等への女性の登用状況の推移（名古屋市と国）

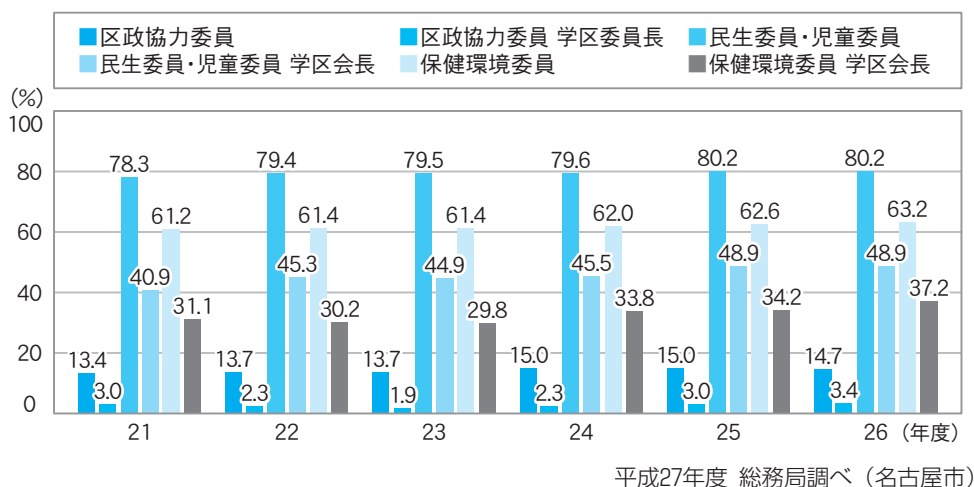


名古屋市は、40%以上60%以下という目標には隔たりがあります。

地域活動における方針決定への女性の参画

地域活動における男女の参画の現状をみると、民生委員・児童委員では約80%を、保健環境委員では約60%を女性が占めているのに対し、区政協力委員では女性の占める割合が約15%に留まっています。

【図表 9】 地域活動の委員における女性比率（名古屋市）

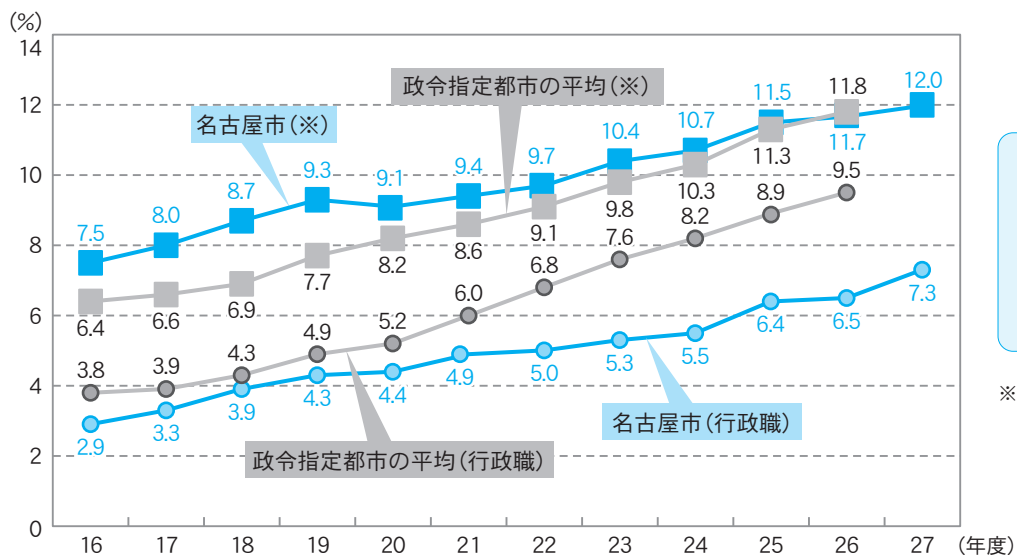


区政協力委員の女性比率は14.7%、学区委員長に占める女性比率は3.4%に留まっています。

市職員における女性管理職

名古屋市の女性管理職員数（行政職）については、基本計画2015策定時の50人（5.0％）から、平成27年4月時点において72人（7.3％）と増加し、成果指標の目標を達成しています。しかし、政令指定都市の平均より低いため、さらなる取組が必要です。

【図表10】市職員における管理職女性比率（名古屋市と政令指定都市）



行政職において、政令指定都市平均との差が大きくなっています。

※教員・消防職を除く全職種（消防長は含む）

平成27年度 総務局調べ（名古屋市）
平成27年度 女性の政策・方針決定参画状況調べ（内閣府）

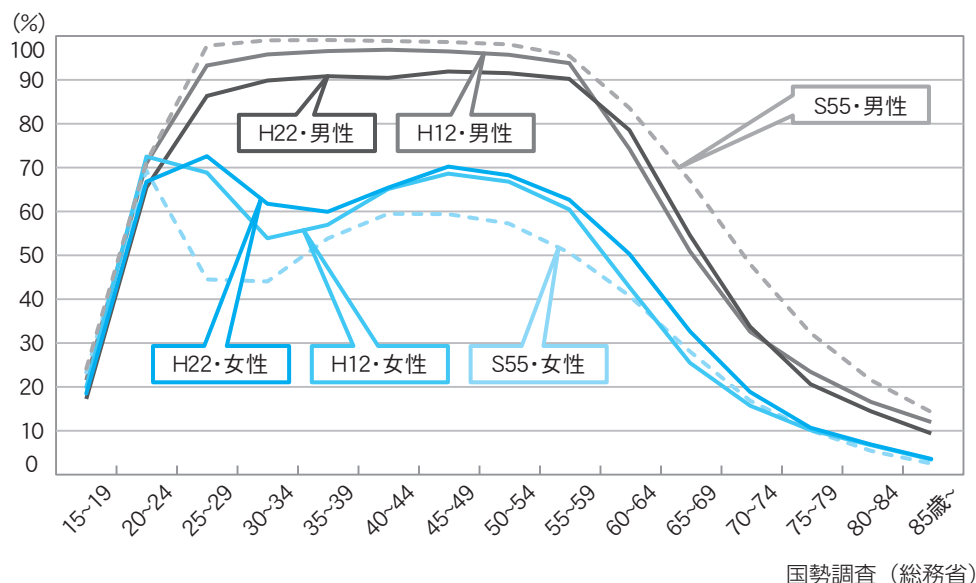


(4) 雇用等における男女平等

性別・年代別にみた労働力率

女性の労働力率は、出産、子育て期に低下する、いわゆる「M字カーブ」となっていますが、M字の谷は徐々に小さくなっています。

【図表11】男女別、年齢5歳階級別労働力率（名古屋市）



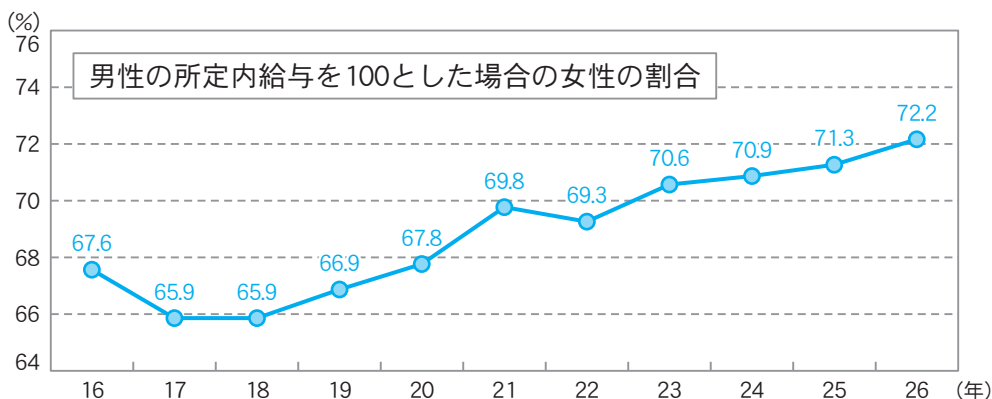
男性の労働力率は「台形型」であるのに対して、女性は「M字型」となっています。

男女の賃金格差、就労状況

平成26年の国の賃金構造基本統計調査では、男女の賃金格差は大きく、男性一般労働者の給与水準を100とした場合、女性一般労働者は72.2に留まっている状況です。

また、平成24年の名古屋市の就業構造基本調査では、不安定な非正規労働についている割合が、男性の21.6%に対して、女性は60.2%と高くなっています。

【図表12】男女間所定内給与格差の推移（全国）

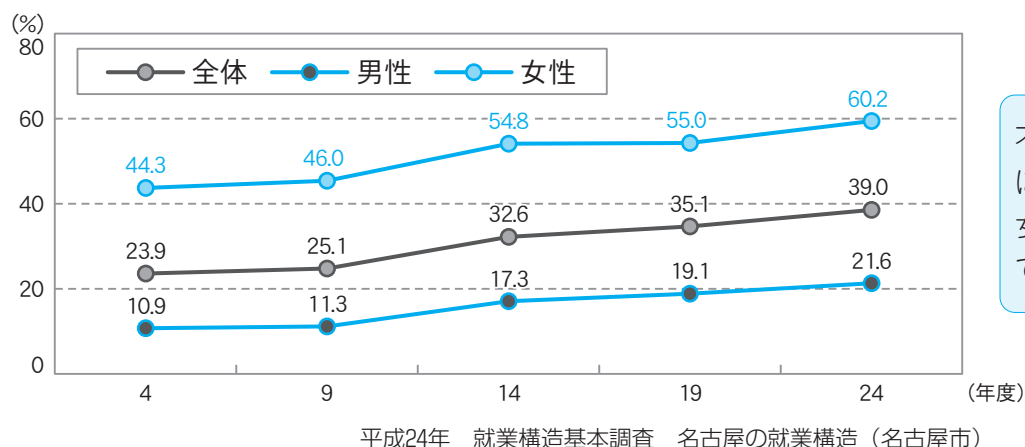


男性の給与水準を100とした場合、女性は72.2に留まっています。

※「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 ※「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 ※所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を100とした場合の女性の所定内給与額を算出している。

平成26年 賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

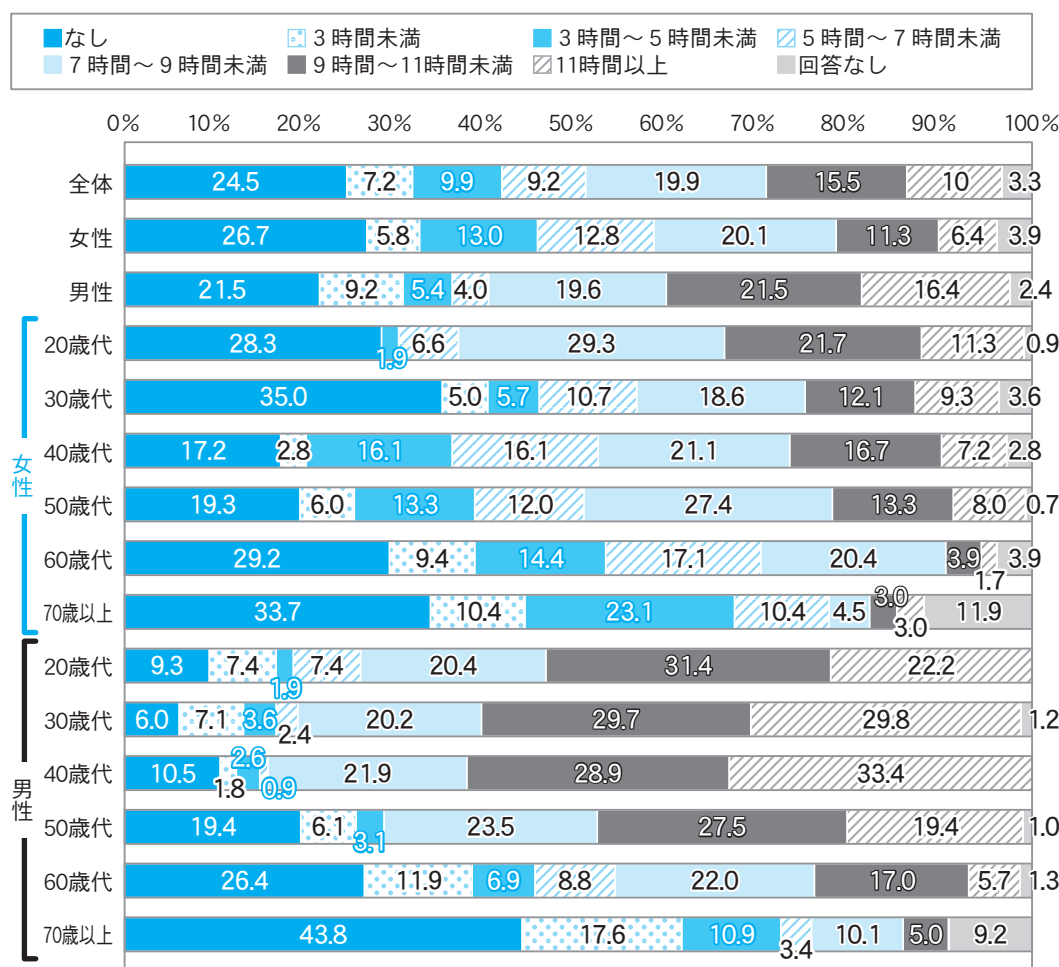
【図表13】 男女別非正規就業者割合の推移（名古屋市）



1日の労働時間

平成26年度の名古屋市調査では、1日当たりの労働時間について、子育て期と思われる30～40代の男性で、1日11時間以上働いている割合は、平成22年度の前回調査から変化がみられず約30%であり、男性の長時間労働の実態は解消されていません。

【図表14】 1日のうちで仕事に要する時間（名古屋市）

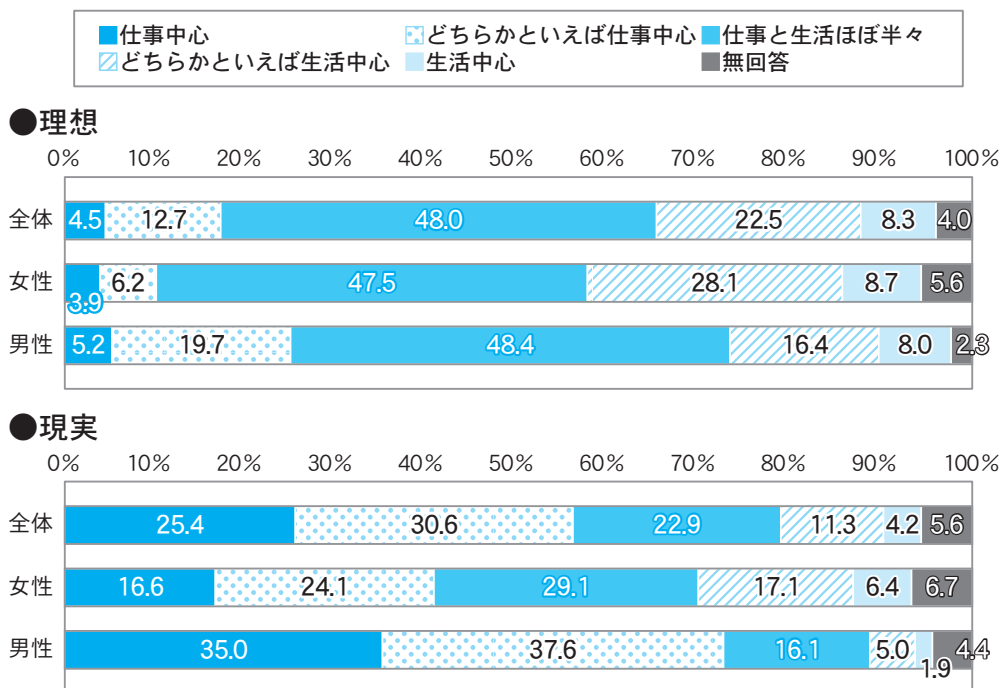


平成26年度 第8回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

仕事と生活のバランス

平成26年度の名古屋市調査では、「仕事と生活の理想と現実」について、男女とも約半数の人が「仕事と生活ほぼ半々」を理想としているにも関わらず、現実には男性の72.6%が仕事に偏っています。

【図表15】仕事と生活の理想と現実（名古屋市）



男女とも約半数の人が「仕事と生活ほぼ半々」を理想としています。

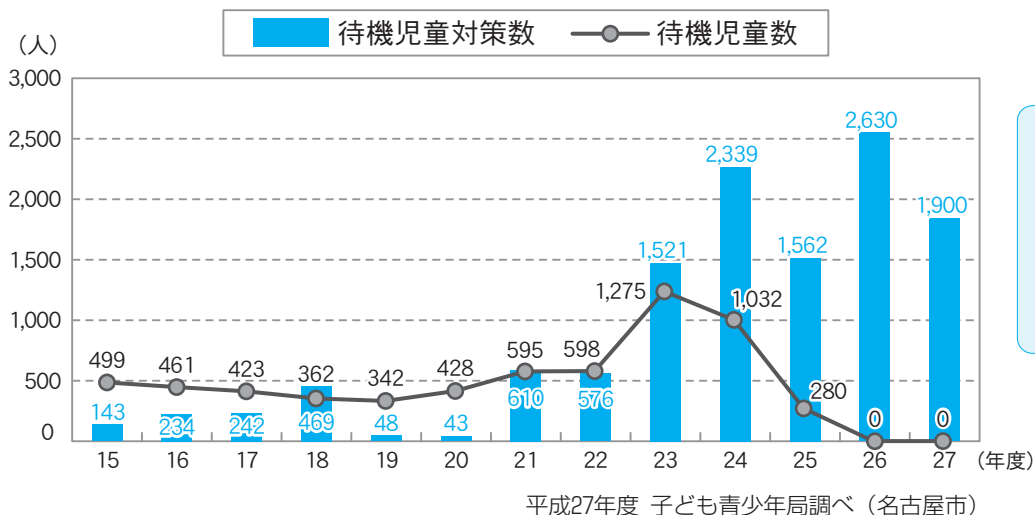
現実には男性の72.6%が仕事に偏っています。（女性は40.7%）

平成26年度 第8回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

保育所等入所待機児童対策

子育て支援については、平成26年4月に国の定義による待機児童数が名古屋市では解消されるなど、男女が安心して働きつづけるための保育サービスの拡充がすすめられているものの、潜在のかつ多様な保育ニーズは存在しており、その対応が求められています。

【図表16】保育所等入所待機児童対策（名古屋市）



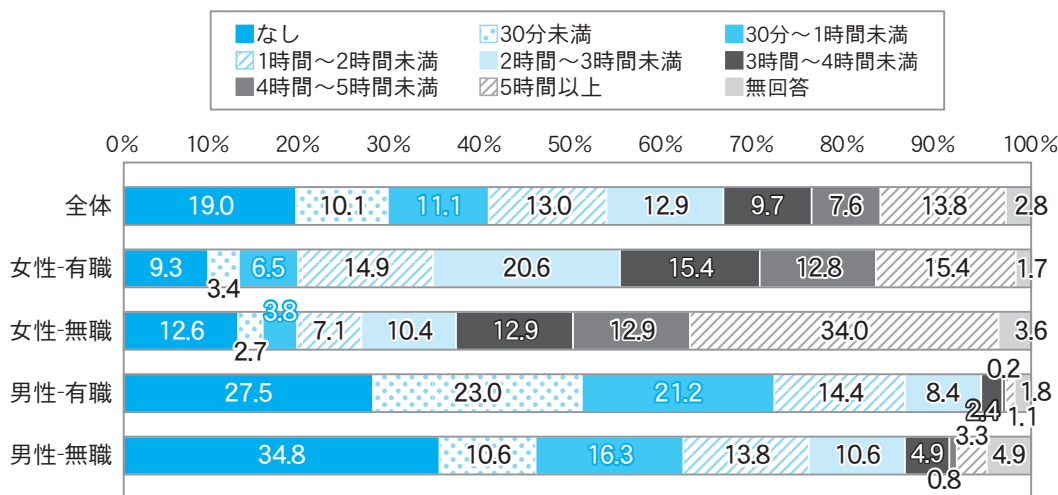
平成27年度の国の定義に基づく待機児童数は、26年度に引き続き0人となっています。

(5) 家庭・地域における男女の自立と平等参画

家事等の時間

平成26年度の名古屋市調査では、平日の家事に要する時間について、有職女性は「2時間～3時間未満（20.6%）」が最も多いのに対し、有職男性では「なし（27.5%）」が最も多く、1時間未満の男性は71.7%と、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回りその差が広がる中で、夫婦間における家事の分担は依然として女性に偏っています。

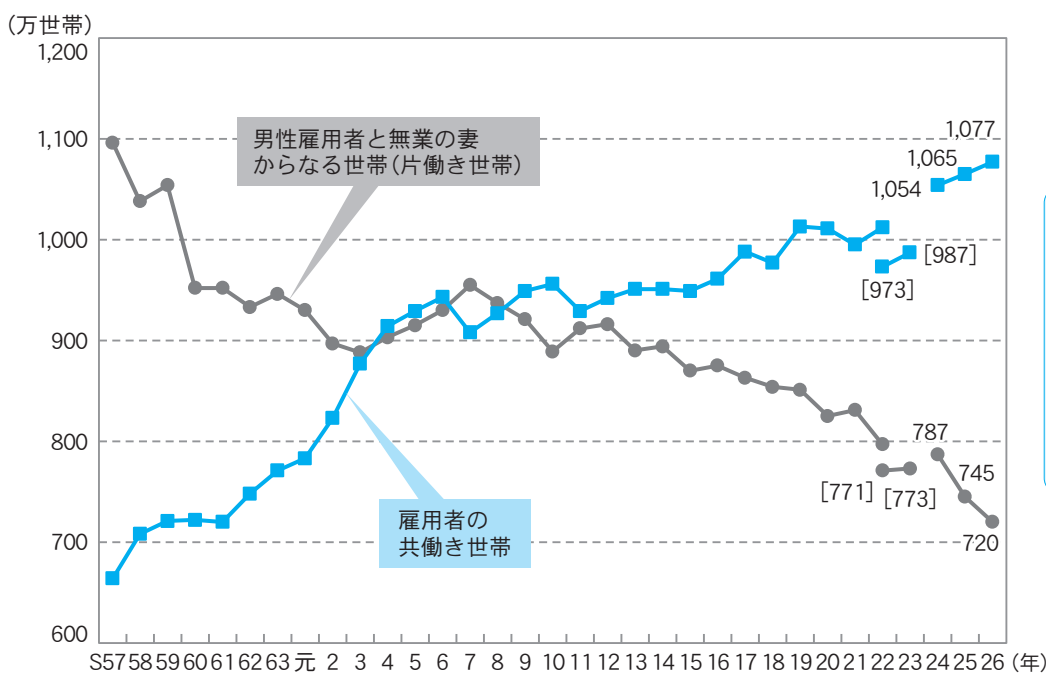
【図表17】 平日家事に要する時間（名古屋市）



平成26年度 第8回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

前回調査から変わらず、家事の負担は女性に偏っています。

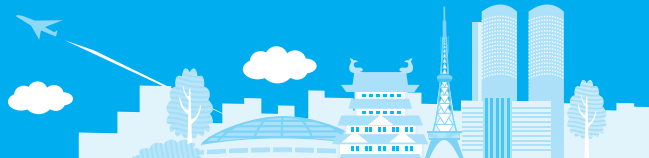
【図表18】 共働き世帯数の推移（全国）



平成27年版 男女共同参画白書（内閣府）

「共働きの世帯」は「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」を大きく上回り、平成26年で1,077万世帯です。

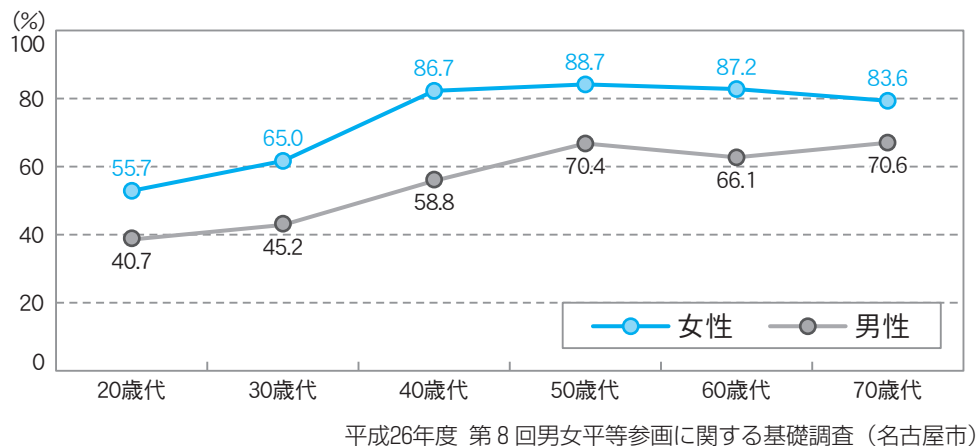
1. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
2. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
3. 平成22年及び23年の〔 〕内の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。



地域活動における男女の参加経験

平成26年度の名古屋市調査では、地域活動への参加経験について、すべての年代において女性が男性を上回っています。

【図表19】性別・年代別にみた地域活動への参加経験（名古屋市）

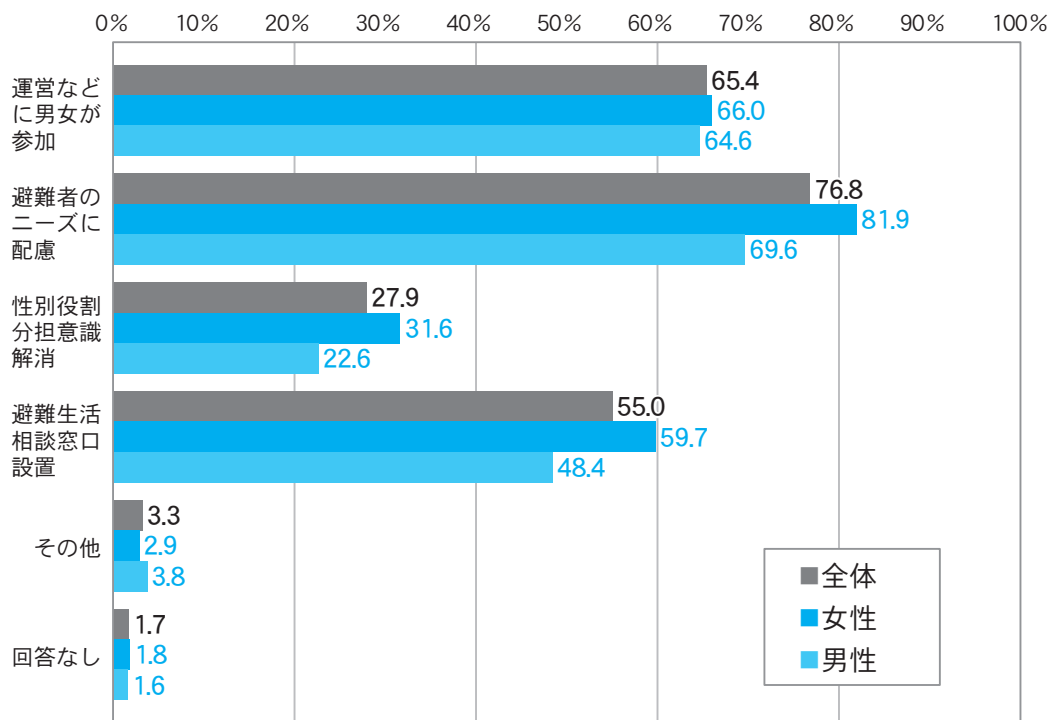


地域活動への参加割合は、すべての年代で、女性が男性を上回っています。

災害時の避難所運営で必要なこと

平成26年度の名古屋市調査では、地域活動の1つである防災活動において、災害時の避難所運営に必要なこととして、運営方針の決定などに男女がともに参加することや、性別によるニーズの違いに配慮することについて、7割前後の人が必要と考えています。一方で、性別役割分担意識解消の必要性については、全体として3割弱の人しか必要と考えていないことが明らかになっています。

【図表20】災害時の避難所運営で必要なこと



運営方針の決定及び性別によるニーズの違いに配慮することについて、約7割の人が必要と考えています。

Ⅱ 基本計画の概要



1 基本計画の目標

名古屋市における男女平等参画に関する現状データや基本計画2015の取組状況から、市民全体の性別役割分担意識の変革は大きく進んでおらず、意識変革の遅れがDV被害や労働における男女格差、女性ゆえ男性ゆえの生きづらさを生み出していると思われます。また、さまざまな場面での方針決定過程への女性の参画等は徐々に進んできているものの、対等な関係性の構築には至っていません。そのため、基本計画2020においても基本的な方向性として、基本計画2015の体系をおおむね継続していくものと考え、基本計画2020では次の5つの目標とします。

【5つの目標】

目標1 性別にかかわる人権侵害の解消

誰もが性別にかかわりなく人権が尊重される社会の実現をめざします

目標2 男女平等参画推進のための意識変革

男女平等参画について理解される社会の実現をめざします

目標3 方針決定過程への女性の参画

さまざまな場面での方針決定過程において女性が参画し、活躍できる社会の実現をめざします

目標4 雇用等における男女平等

男女がともに希望するバランスで働き続けることができる社会の実現をめざします

目標5 家庭・地域における男女の自立と平等参画

家庭・地域生活においても、男女がともに自立し、その個性と能力が活かされている社会の実現をめざします



2 重点的に取り組む施策・事業



男女共同参画社会の実現に向けた取組は、職場や家庭、地域など幅広い分野に及び、さらには、人生のあらゆる場面において必要とされるため、目標や方針ごとに総合的かつ計画的にすすめていく必要があります。

しかし、このように多岐にわたる事業をより効果的に展開するために、近年の社会情勢や名古屋市をとりまく男女平等参画の現状、これまでの取組の進捗状況や施策の横断的な視点等を踏まえ、緊急度や優先度を考慮し、次の施策・事業について特に重点的に取り組みます。

(1) 性別に起因するあらゆる人権侵害の解消に取り組む

依然として発生し続け、多様化・複雑化している暴力や差別など性別に起因するあらゆる人権侵害の解消に向けて、暴力防止意識の普及・啓発や被害者の回復に向けた切れ目のない支援に一層取り組みます。

重点事業：女性のための総合相談 はじめ 7 事業

(2) 次世代に向けて男女平等参画意識を広く定着させる

男女平等参画に対する理解が次の世代においても定着し続けるために、低年齢の段階から男女平等参画に関する教育や学習に取り組むとともに、男女共同参画週間を活用するなど効果的な啓発活動により市民全体の意識変革をすすめます。

重点事業：男女平等参画に向けた意識啓発事業 はじめ 4 事業

(3) あらゆる分野における女性の活躍を推進する

働き続けたい女性や再び働き始めようとする女性、地域等で活躍したい女性を支援するため企業や市民への意識啓発に継続して取り組みます。また、名古屋市域全体の女性の活躍推進に向けて、市役所自らが率先して女性の登用や意識醸成に積極的取り組みます。

重点事業：市職員の管理職等への女性の登用推進 はじめ 7 事業

(4) ワーク・ライフ・バランスを推進する

男性の仕事中心の生活スタイルと意識を変革するため、企業等に向けたさまざまな啓発や支援に取り組み、家事や子育て、地域への参画を推進します。

また、男女がともにそれぞれの希望に応じた多様な生き方、働き方が実現できるようにライフステージに対応した子育て、介護支援施策の充実に取り組みます。

重点事業：企業への両立支援に向けた啓発事業 はじめ 5 事業

3 基本計画の推進体制



(1) 推進体制の強化

男女平等参画施策の推進機関である副市長をトップとした「男女平等参画推進協議会」において、施策の推進に向けた全庁的な取組を図ります。

また、さまざまな分野の市民や団体から構成される「男女平等参画推進会議（イコールなごや）」においても情報交換や連携した取組がすすめられてきましたが、計画の実効性の確保に向けて、市民、事業者、団体等それぞれの主体的かつ積極的な推進とともに、これまで以上に互いの連携体制を強化した取組を重ねていきます。

(2) 拠点施設の機能拡充

男女平等参画施策の推進拠点として、平成15年に男女平等参画推進センターを開設し、情報提供・交流事業・講座や相談事業等を総合的に実施しています。平成26年度には男女平等参画と女性教育にかかわる事業及び運営を一体的に行うために女性会館へ移転し、「イーブルなごや」という共通愛称のもと、さまざまな連携した取組を効果的に実施しています。

今後も定期講座や市民交流事業の開催などを通じて若年層も含めた幅広い市民や、市民団体等の利用・交流につなげていくことが、男女共同参画社会の実現に大きく寄与していくものと考えます。男女平等参画推進センターにおける事業展開にあたっては、女性会館と連携した実効性ある充実した事業実施に努めるとともに、雇用等の分野における女性の活躍や、ワーク・ライフ・バランスの推進のため、市の中小企業振興センターなどの関係機関との連携を強化することで拠点機能の拡充を図ります。



イーブルなごや（名古屋市男女平等参画推進センター・女性会館）



4 基本計画の進行管理・評価



(1) 成果指標の設定

計画の推進状況を把握するため、目標ごとに成果指標とその目標値を設け、毎年度、成果指標の達成状況を把握します。

また、掲載事業には現況と方向性を掲載し、毎年度、掲載事業の実施状況を把握します。

(2) 年次報告の公表と進捗状況の評価

条例第9条に基づき、毎年度、男女平等参画の推進状況、推進施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表します。

あわせて、公表後、市民及び事業者の意見を反映させた評価を行い、その結果を推進施策に反映するよう努めます。

(3) 男女平等参画審議会による調査審議

条例第22条に基づく市長の附属機関として、市長の諮問に応じて、基本計画及び平等参画の推進に関する重要事項について調査審議します。

また、推進施策の実施状況、成果指標の達成状況等について、計画の推進状況を評価し、必要に応じて、市長に対して意見を述べます。

5 基本計画の全体像



男女共同参画社会の実現

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会

男女平等参画基本計画2020

計画の体系

- 目標1** 性別にかかわる人権侵害の解消
(6方針、28事業、2成果指標)
- 目標2** 男女平等参画推進のための意識変革
(4方針、14事業、2成果指標)
- 目標3** 方針決定過程への女性の参画
(3方針、8事業、3成果指標)
- 目標4** 雇用等における男女平等
(3方針、17事業、4成果指標)
- 目標5** 家庭・地域における男女の自立と平等参画
(4方針、12事業、2成果指標)

5目標

20方針

79事業

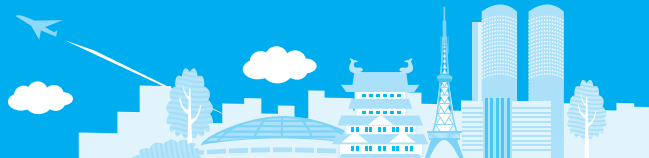
他の関連計画と整合を図る

- 名古屋市総合計画2018
- 配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)
- なごや子ども・子育てわくわくプラン2015
- 新なごや人権施策推進プラン 等

男女平等参画推進なごや条例

男女共同参画社会基本法に定める
「市町村男女共同参画計画」

女性の職業生活における活躍の推進に
関する法律に定める「市町村推進計画」



重点的に取り組む施策・事業

1 性別に起因するあらゆる 人権侵害の解消に取り組む

- ▶ 女性のための総合相談
- ▶ 男性のための相談事業
- ▶ DV根絶のための意識啓発事業
- ▶ デートDV防止のための意識啓発事業
- ▶ DV被害者等への相談・支援
- ▶ 青少年を取り巻く有害環境等への対応
- ▶ ひとり親家庭の経済的な自立への支援

2 次世代に向けて男女平等参画 意識を広く定着させる

- ▶ 男女平等参画に向けた意識啓発事業
- ▶ 男女平等参画についての情報提供
- ▶ 男女平等教材を活用した
教育・学習の推進
- ▶ 男女平等参画についての教員等への研修

3 あらゆる分野における 女性の活躍を推進する

- ▶ 市職員の管理職等への女性の登用推進
- ▶ 市女性職員の能力開発・活用推進
- ▶ 女性の活躍推進企業認定・表彰制度
- ▶ 女性の活躍に向けた中小企業への啓発
- ▶ 女性の再就職支援
- ▶ 女性の起業支援
- ▶ 地域活動における男女平等参画の啓発

4 ワーク・ライフ・バランスを 推進する

- ▶ 企業への両立支援に向けた啓発事業
- ▶ 子育て支援企業認定・表彰制度
- ▶ 多様な子育て支援事業
- ▶ 市役所における両立支援の推進
- ▶ 男性の家事・育児への参画支援

計画の推進体制

男女平等参画推進協議会に
よる全庁的な取組の推進

拠点施設の機能拡充
(男女平等参画推進センター)

男女平等参画推進会議
の体制強化

Ⅲ 目標ごとの方針と事業

＜基本計画の体系＞

目標１ 性別にかかわる人権侵害の解消

- | | |
|----|--|
| 方針 | ① 性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発 |
| | ② 配偶者や交際相手等からの暴力の予防啓発・被害者支援 |
| | ③ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の尊重 |
| | ④ メディア社会における性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発 |
| | ⑤ 様々な困難（貧困、ひとり親、障害、同和問題、外国籍等）を抱える人々への支援 |
| | ⑥ 多様な生き方（ひとり親、事実婚、単身世帯、セクシュアル・マイノリティ等）への理解促進 |

目標２ 男女平等参画推進のための意識変革

- | | |
|----|-----------------------------|
| 方針 | ⑦ 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発 |
| | ⑧ 学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進 |
| | ⑨ 地域・家庭における男女平等参画に向けた学習の推進 |
| | ⑩ 男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供 |

目標３ 方針決定過程への女性の参画

- | | |
|----|----------------------------------|
| 方針 | ⑪ 市政における女性の方針決定過程への参画拡大・発信 |
| | ⑫ 地域社会における女性の方針決定過程への参画促進 |
| | ⑬ 企業・教育機関・団体等における女性の方針決定過程への参画促進 |

目標４ 雇用等における男女平等

- | | |
|----|--|
| 方針 | ⑭ 雇用主及び労働者（管理職、従業員等）への男女平等に向けた啓発 |
| | ⑮ 女性の職業能力開発と就業支援 |
| | ⑯ 雇用等におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた支援 |

目標５ 家庭・地域における男女の自立と平等参画

- | | |
|----|----------------------|
| 方針 | ⑰ 男性の家事・育児・介護等への参画促進 |
| | ⑱ 地域活動における男女平等参画の促進 |
| | ⑲ 高齢期における男女の生活の自立 |
| | ⑳ 防災における男女平等参画の促進 |



目標 1 性別にかかわる人権侵害の解消

性別にかかわらず安心して豊かに暮らすためには、男女がともに抱えている、その性別ゆえの生きづらさを解消する必要があります。

なかでも、セクシュアル・ハラスメントやDVなどのあらゆる暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、依然として多く発生しています。また、マタニティ・ハラスメント等新たなハラスメントも課題となっており、これまで以上に差別や暴力を許さない社会づくりをすすめるとともに、被害者の自立に向けた切れ目のない支援に取り組んでいきます。

さらに、男女が対等な関係を築いていくため、お互いの性に対する正しい理解と生涯を通じた健康支援をすすめるとともに、メディア社会における性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発に取り組んでいきます。

貧困や障害、同和問題等の困難を抱えた人々にとっては、それぞれの困難が性別ゆえの生きづらさと重なって、より困難な状況に置かれていることに配慮して一層の支援をすすめるとともに、ひとり親やセクシュアル・マイノリティなど、家族や性のかたちは多様なものとなっているため、理解促進に取り組んでいきます。

こうした取組により、誰もが性別にかかわらず人権が尊重される社会の実現をめざします。

【方針】

- ① 性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発
- ② 配偶者や交際相手等からの暴力の予防啓発・被害者支援
- ③ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の尊重
- ④ メディア社会における性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発
- ⑤ 様々な困難（貧困、ひとり親、障害、同和問題、外国籍等）を抱える人々への支援
- ⑥ 多様な生き方（ひとり親、事実婚、単身世帯、セクシュアル・マイノリティ等）への理解促進

成果指標	現状値	目標値
DVを人権侵害と認識する人の割合	87.0% (26年度)	91% (32年度)
「デートDV ² 」という言葉の認知度	46.8% (26年度)	55% (31年度)

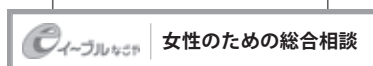
² デートDV：

婚姻関係にない交際相手との間に起こるさまざまな暴力

1-① 性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発

セクシュアル・ハラスメント等の性別に基づく人権侵害の解消に向け、男女の人権が尊重されるための啓発を男女平等参画推進センター等においてすすめます。また、職場や家庭、地域等で直面するさまざまな男女の悩みを受けとめる相談事業の充実に取り組みます。

事業	事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
1	男女の人権を尊重するための啓発事業	男女平等参画推進センターや女性会館、各区生涯学習センター、なごや人権啓発センターにおいて、男女の人権が尊重され、男女共同参画社会の実現のための教育・学習機会の充実にすすめます。	講座等の実施 - 男女平等参画推進センター 9回 - 人権啓発センター 1回 - 女性会館 3回 - 生涯学習センター 16館	継続 総務局 市民経済局 教育委員会
2 重点	女性のための総合相談（電話・面接・専門相談等）	男女平等参画推進センターにおいて、女性のための総合相談を実施し、女性が直面する問題の解決に取り組むとともに課題の把握に努めます。	相談の実施 個別相談件数 3,631件	継続 総務局
3 重点	男性のための相談事業	家族や仕事、人間関係等について悩みや生きづらさを解消するため、相談や支援を実施するとともに、男性の抱える課題の把握に努めます。	相談の実施 相談件数 71件	拡充 総務局
4	セクシュアル・ハラスメント等の防止対策	市役所において、セクシュアル・ハラスメント内部相談員、外部相談員を引き続き設置するとともに、内部相談員をはじめ職員に対する研修を実施します。また、大学・企業等においてもセクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた研修をすすめます。	研修の実施 - 職員 2回 - 企業 1回	継続 総務局





1-② 配偶者や交際相手等からの暴力の予防啓発・被害者支援

DVについては、暴力を容認しない意識啓発や若年層に対するデートDV防止啓発を一層すすめていきます。また、被害者支援のための相談事業等については、DV被害者だけでなく、子どもの安全にも配慮し、民間団体や関係機関との連携強化による切れ目のない支援をすすめます。

事業	事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
5 重点	DV根絶のための意識啓発事業	DV防止啓発カードの配布等により、相談窓口の周知を図るとともに、DV根絶に関する講座・セミナー、パープルリボンキャンペーンや児童虐待対策と連携した広報・啓発を行います。 - 啓発カードの配布 - 講座等の実施 4回 - パープルリボンキャンペーンの実施	拡充	総務局 子ども青少年局
6 重点	デートDV防止のための意識啓発事業	デートDV防止啓発カードやハンドブックを配布するとともに、デートDV防止に関する講座・セミナー等を行います。また、デートDV防止の出張講座などを学校において実施し、大学・高校などと連携して、若年層を対象にしたデートDV防止教育を進めます。 - 啓発リーフレットの配布 - 講座の実施 1回 - 若年層向け講座 3回 - 高校生向け講座 4回	拡充	総務局 子ども青少年局 教育委員会
7 重点	DV被害者等への相談・支援	配偶者暴力相談支援センターや社会福祉事務所において、相談への対応、保護、自立支援、同伴する子どもへの支援等、多くの段階にわたって、被害者を孤立させない、切れ目のない相談・支援を実施します。 相談の実施 DV相談延件数 9,220件 (配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所)	拡充	子ども青少年局



事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
8	子どもを虐待から守るための支援	虐待から子どもを守るため、児童相談所、社会福祉事務所をはじめとする行政機関や医療機関、学校など関係機関との連携強化を図ります。 また、相談体制を充実させるなど、児童虐待の発生予防から、虐待を受けた子どもの保護・自立支援まで切れ目ない支援体制を充実させます。 さらに、「名古屋市児童を虐待から守る条例」に基づく広報・啓発等をすすめます。	• なごやこどもサポート連絡協議会・区連絡会議の実施 • 児童虐待相談対応件数 1,969件 • なごやっ子SOS相談件数 3,332件 • 児童福祉司、児童心理司の増員 • 児童虐待防止推進月間の5月、11月にイベント等を実施	拡充	子ども 青少年局
9 重点	女性のための総合相談 (女性の自立のためのグループプログラム等)	男女平等参画推進センターの女性のための総合相談の相談者に対し、暴力被害からの精神的な回復などを目的にした女性のためのサポートグループ事業の実施やセミナー等を開催します。	• グループプログラム 23回	継続	総務局
10	支援者の育成	相談支援業務に従事する職員に対する体系化した研修や公的機関・民間団体の支援者も対象とした研修を実施し、支援者のスキルアップ・組織対応能力の強化を図ります。 また、被害者と直接関わる職員等の言動が被害者をさらに追い詰め、傷つけること（二次的被害）の防止のため、広く職務関係者に向けた研修を実施します。	研修の実施 • 関係職員 24回 • 職務関係者 2回	拡充	総務局 子ども 青少年局
11	庁内及び関係機関・民間団体との連携	「名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議」及び「ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議」を活用して、庁内や関係機関・民間団体の取組が効果的に機能するよう、連携をすすめます。	• 会議開催 2回	継続	総務局 子ども 青少年局



1-③ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ³）の尊重

男女がお互いの性を理解し、また、それぞれの健康を適切かつ主体的に自己管理するための情報提供や健康教育をすすめます。特に女性については、妊娠や出産のための身体的機能があることに留意し、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等の各ライフステージに対応した適切な健康の保持増進ができるような取組を推進します。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
12	性と生殖に関する健康と権利についての学習・啓発	男女平等参画推進センターや女性会館などにおいて、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」に関する学習、啓発をすすめます。	講座等の実施 - 男女平等参画推進センター 1回 - 女性会館 1回	継続	総務局 教育委員会
13	思春期における性の尊重についての啓発	「健康なごやプラン21（第2次）」の分野11「思春期の保健対策の強化と心身両面の健康づくり」における取組として、思春期の子どもたちの心身両面の健康づくりに関する総合的な知識の普及や相談等を行う思春期セミナー等を実施するとともに、市内小中学校・高校等において保健学習等を通じた性教育を行います。	- 思春期セミナー等 267回 - 性教育の実施	継続	子ども青少年局 教育委員会
14	性感染症等への対策	エイズ対策啓発ポスター・リーフレットを作成・配布するとともに、エイズ講習会・研修会を実施します。	- パンフレットによる啓発 - 講習会・研修会の実施	継続	健康福祉局

³ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：

リプロダクティブ・ヘルスとは、平成6年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツは、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
15	妊娠・出産等に関する健康支援	安心して妊娠・出産ができるよう、妊娠・出産に関する正しい知識・制度の普及啓発、相談、支援を実施します。	- 母子健康手帳の交付 22,144冊 - 両親学級（パパママ教室） 274回 - 妊婦健康診査延べ受診者数 238,671人 - なごや妊娠SOS相談件数 147件	継続	子ども青少年局
16	生涯にわたる健康教育	性差に応じたがんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診を実施するほか、保健所、地域のコミュニティセンター、公民館等において生涯にわたる女性の健康づくりを支援する目的で乳がんの自己触診法等、各種健康教育を実施します。	検診受診者数 - 子宮がん 86,784人 - 乳がん 41,358人 - 乳がん自己触診法普及事業 121回	継続	健康福祉局



1-④ メディア社会における性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発

メディアを通じた情報は、多くの人々へ影響を与えることから、男女平等参画の視点について、常に留意されなければなりません。とりわけ、インターネット上のコミュニケーションツールが広がっている現在のメディア社会においては、女性や子どもの人権を侵害する表現や情報が若年層に深刻な影響を及ぼしていることに留意し、利用にあたっての注意喚起や情報に対する理解や知識を深め、情報を主体的に読み解くことができるよう、一層の啓発や教育に取り組みます。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
17 重点	青少年を取り巻く有害環境等への対応	出会い系サイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス ⁴ ）等で青少年が危険にさらされないよう広く周知を図るとともに、メディアを利用したいじめに対する取り組みを行います。	懇談会等の実施 ・リーフレット等の配布	拡充	子ども 青少年局 教育委員会
18	メディア・リテラシー ⁵ 向上のための啓発	メディアを通じた情報を主体的に収集・判断し、適切に発信する能力の育成のための講座を開催するとともに、人権侵害の予防啓発を行います。	講座等の実施 ・人権啓発センター 1回 ・女性会館 2回 ・ウェブサイト等による予防啓発	継続	市民経済局 教育委員会
19	公的広報物ガイドラインの活用	男女平等参画の視点からのイラスト集を作成し、庁内向け市公式ウェブサイトを通じて提供するとともに、市広報担当者に向けて公的広報物ガイドライン研修を実施します。	研修の実施 ・職員 1回	継続	総務局
20	広報事業者への啓発	広報事業者へ性・暴力表現に対する自主的な取組を行うよう働きかけます。	・実施	継続	総務局

⁴ ソーシャル・ネットワーキング・サービス：

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

⁵ メディア・リテラシー：

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

1-⑤ 様々な困難(貧困、ひとり親、障害、同和問題、外国籍等)を抱える人々への支援

貧困、ひとり親、障害、同和問題、外国籍等、様々な困難を抱える人々は、それぞれの困難に加え、性別ゆえの生きづらさと重なって、さらに複合的に困難な状況に置かれています。これらの様々な困難を抱えた人々が、安心して暮らすことができるよう、また、貧困については次の世代に連鎖しないよう男女平等参画の視点に立った支援をすすめます。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
21	経済的自立に向けた支援	男女平等参画推進センター等において就労支援セミナー等を実施します。また、生活保護受給者の早期の就労や自立及び生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう支援します。	セミナー等の実施 ・男女平等参画推進センター 6回 ・なごやジョブサポートセンター 8回	継続	総務局 市民経済局 健康福祉局
22	ひとり親家庭の精神的な自立への支援	ひとり親家庭であることによる精神的負担の軽減や精神的自立を促すため相談やセミナーなどの支援を行います。	・セミナー 2回 ・サポートグループ 13回	継続	総務局 子ども青少年局
23 重点	ひとり親家庭の経済的な自立への支援	ひとり親家庭の自立に向け、安定した経済基盤の確保のための就業支援や、生活上の負担の軽減をはじめ、「貧困の連鎖」を未然に防止するため総合的な支援を推進します。	・高等職業訓練促進給付金 138人 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 1,922件 ・家事介護サービス派遣世帯数 96世帯	拡充	子ども青少年局
24	障害のある男女への支援	必要な障害福祉サービスなどを適切に利用できるよう相談支援事業の充実など、障害のある方が地域で安心して暮らすための支援体制を整えます。	・相談事業の実施 ・リーフレットの作成	継続	総務局 健康福祉局 教育委員会
25	障害のある男女に配慮した施設の整備	すべての人が利用しやすいよう地下鉄駅をはじめ公共交通機関のバリアフリー化をすすめるとともに、障害のある方が周囲の人の理解や手助けが得られるよう広報・啓発を実施し、意識のバリアフリー化を推進します。	・施設のバリアフリー化の推進 ・車いすスペースが設置された地下鉄車両の導入 ・ノンステップバスの導入	継続	健康福祉局 交通局





事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
26	同和問題の解決に向けた支援	文化センター等において、地域住民の生活や文化の向上をはかり、同和問題をはじめとする人権問題の解決に役立てることを目的として、生活相談をはじめ高齢者相談、健康相談など各種相談事業を行うとともに、愛知県弁護士会や名古屋法務局など関係機関と連携して、法律相談、人権相談、経営相談を実施します。 また、教育集会所において、生活相談や健康相談を実施します。 さらに、人権問題の重要な課題としての同和問題の解決に向けた市民の自主的活動や取り組みへの支援や意見交換を行います。	相談事業等の実施	継続	市民経済局 教育委員会
27	外国籍男女への支援	名古屋国際センターにおいて、無料法律相談や市政についての相談等に応じます。 また、外国人DV被害者への支援や外国籍児童の相談・保護等に必要な説明に対しての通訳派遣を行います。	- 外国人のための相談事業の実施 - 通訳派遣の実施	継続	観光文化交流局 子ども青少年局

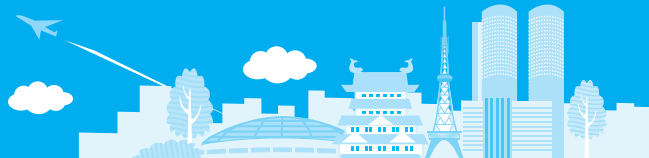
1-⑥ 多様な生き方（ひとり親、事実婚、単身世帯、セクシュアル・マイノリティ⁶等）への理解促進

少子高齢化の進行やグローバリゼーション等により、家族や性のかたちが多様なものとなってきています。一人ひとりの生き方の選択が社会への参画や活躍の障壁にならないために、多様な生き方が尊重されるよう偏見を取り除くための意識啓発にさまざまな機会を通じて取り組みます。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
28	多様な生き方の理解促進に向けた意識啓発事業	男女平等参画推進センターやなごや人権啓発センター等において、多様な生き方を支援し、偏見を取り除くとともに、正しい理解を深めるための意識啓発講座等を実施します。	講座等の実施 - 男女平等参画推進センター 5回 - 人権啓発センター 1回 - 女性会館 1回	継続	総務局 市民経済局 子ども 青少年局

⁶ セクシュアル・マイノリティ：

性的マイノリティ、性的少数派。性同一性障害者、同性愛者、両性愛者などが含まれる。



目標2 男女平等参画推進のための意識変革

男女が性別にかかわらず社会のあらゆる分野において主体的に参画していくため、固定的な性別役割分担意識の解消は継続して取り組んでいくことが必要です。また、基礎調査の結果では女性が職業を持つことについて、「子どもができてみずっと職業を続ける方がよい」と考える人の割合が増えています。そのため、学校や地域、家庭や企業等、あらゆる場面においてさまざまな啓発活動を通じた市民全体の意識変革をめざす取組をすすめ、特に、次世代を担う子どもたちや教育関係者をはじめとしたおとなに対して、男女平等参画に向けた教育・学習のさらなる推進を図ります。

こうした取組により、男女平等参画について理解される社会の実現をめざします。

【方針】

- ⑦ 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発
- ⑧ 学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進
- ⑨ 地域・家庭における男女平等参画に向けた学習の推進
- ⑩ 男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供

成果指標	現状値	目標値
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	58.4% (26年度)	100% (32年度)
イーブルなごや（男女平等参画推進センター・女性会館）の年間来館者数	294,902人 (26年度)	330,000人 (32年度)



2-⑦ 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発

固定的な性別役割分担意識の解消に向け、この問題について市民全体に関心をもってもらえるよう、男女平等参画推進センターや地域における効果的な意識啓発事業や情報提供を積極的にすすめるとともに、男女平等参画を推進する関係団体との連携・協働した取組や、交流及び情報発信に取り組めます。

事業	事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
29 重点	男女平等参画に向けた意識啓発事業	男女平等参画推進センターや女性会館、区役所、生涯学習センターで開催する講演会、シンポジウム、セミナー、講座等を通じ、広く市民に男女平等参画を働きかけます。 また、男女平等参画について理解を深めるため、男女共同参画週間（6月23日～29日）を活用し、啓発イベント等を開催します。	講座等の実施 - 男女平等参画推進センター 24回 - 女性会館 26回 - 生涯学習センター 16回 区における男女平等参画推進事業 16区	総務局 教育委員会 各区
30 重点	男女平等参画についての情報提供	市公式ウェブサイト始め、男女平等参画推進センターや女性会館、名古屋国際センターなどで情報提供を行います。また、男女平等参画に関する広報誌等を発行します。	イーブルなごやホームページアクセス数 66,862件 イーブルなごや図書資料室図書の貸出数 2,075冊	総務局 市民経済局 観光文化交流局 教育委員会
31	男女平等参画についての職員研修	新規採用者など各階層において男女平等参画をテーマとした研修を実施します。	研修の実施 - 新規採用者研修 528人 - 新任係長研修 176人 - 新任課長研修 114人 - 人権指導者養成研修 47人	総務局
32	国際理解促進についての情報提供・啓発	国際的な男女平等参画の状況について理解を深めるための講座・セミナー等の開催により啓発を行います。	講座の実施 男女平等参画推進センター 1回	総務局



2-⑧ 学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進

性別にかかわらず個性と能力を発揮できるようにするためには、幼児期からの学習や学校における教育活動全体を通じて、性別にとらわれない生き方や働き方を示すなど、学ぶ機会の提供に努めます。また、日常的に子ども達と多くの時間を過ごす教員等へも男女平等参画についての研修をすすめます。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
33	男女平等参画の 視点に立った 人権教育の推進	教材等を活用して、男女の人権を尊重する教育を推進します。	実施	継続	教育委員会
34 重点	男女平等教材を 活用した教育・ 学習の推進	男女の平等な生き方を考えるための資料として、幼児から若年層までの成長発達段階に応じた男女平等参画に関するハンドブックを配布・活用します。	- 小・中学生向け男女平等ハンドブックの配布 - デートDVリーフレットの配布・活用	拡充	総務局 教育委員会
35	男女平等参画の 視点に立った キャリア教育等 の推進	就職・進学などにおいて、性別にかかわらず一人ひとりの能力と個性が発揮できる進路選択ができるよう、中学生に対し職場体験学習活動を、高校生に対し就業体験学習活動等を実施し、職業意識の形成と進路指導を行うとともに、教科「家庭」の中で指導を行います。また、市立大学において男女平等に関する講義を行います。	中学校、高等学校における体験学習活動を100%の学校で実施	継続	総務局 教育委員会
36 重点	男女平等参画に ついての 教員等への研修	教員に対する基本研修・経営研修において、「男女平等意識の醸成のための内容」に触れた講演等を実施します。 また、保育士や放課後児童支援員等に対し、男女平等参画に関する研修を実施します。	教員研修の実施 - 基本研修 8回 - 経営研修 3回 保育士研修の実施 - 職員研修 3回	拡充	子ども 青少年局 教育委員会
37	学校等における 健康教育	学校等への男女平等参画出張講座の実施や、保健の学習や学級活動などを通じた性教育を行います。	- 講座等の実施 7回 - 性教育の実施	継続	総務局 教育委員会

2-⑨ 地域・家庭における男女平等参画に向けた学習の推進

おとな自身が固定的な性別役割分担意識や慣習にとらわれず主体的にあらゆる分野に参画することは、子どもの価値観へも大きな影響をもたらします。生涯学習センターや女性会館等の社会教育施設を拠点として、おとなが主体的に学びあう場と機会の確保と普及を一層すすめます。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
38	男女の生き方を考える学習機会の提供	男女平等参画推進センターや女性会館、生涯学習センター等において男女の生き方や女性のエンパワーメント ⁷ のための講座等を実施します。 また、PTAを対象に家庭教育について考える機会を提供したり、女性会館において学習者の求めに応じて、必要な情報を提供したりします。	講座等の実施 - 男女平等参画推進センター 21回 - 女性会館 16回 - 生涯学習センター 16回 - 学習相談 103件	継続	総務局 教育委員会
39	女性の学習グループ等の支援	女性の学習グループ等が、主体的に学び、さまざまな交流ができ、かつ学習の成果を地域社会に還元することができるよう支援します。	- 女性学習活動研究委託 30団体 - なごや女性カレッジ 1講座 - 研修会・交流会 9回	継続	教育委員会

⁷エンパワーメント：

力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。



2-⑩ 男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供

男女平等参画を継続的に推進していくため、社会情勢や市民意識の変化を継続的かつ定期的に調査研究・情報収集し、課題の把握に努めます。また、名古屋市で行う各種の調査においても、プライバシー保護に配慮しながら、できる限り性別データを表示し、男女平等参画を考える上で有益となる情報の収集と提供に取り組めます。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
40	男女別の統計資料の作成	統計資料の一部として、男女別に集計し、市公式ウェブサイトなどで広く提供します。	• 実施	継続	総務局
41	調査・研究	男女平等参画意識等に関する調査を定期的実施するほか、市が実施する各種調査では男女別のデータにより男女格差などの実態把握に努めます。	• 男女平等参画に関する基礎調査の実施	継続	総務局 各局
42	男女平等参画白書の公表	さまざまな分野における男女平等参画の現状を把握し、市公式ウェブサイトなどで広く提供します。	• 作成・公表	継続	総務局

目標3 方針決定過程への女性の参画

男女共同参画社会の実現のためには、社会におけるさまざまな場面で男女が対等に参画し、男女ともに声が反映される必要があります。また、男女を問わず、多様な人材の能力を活用し、多様な視点、新たな発想を取り入れることは、活力ある経済・社会の創造にもつながります。

しかしながら、各方面における方針決定過程における女性の参画が徐々に進んできてはいるものの、男女の対等な関係性の構築には至っていない状況です。地域や企業等、あらゆる分野における女性の活躍推進に向けて社会の構成員の半分以上を占めている女性の意見が十分に反映されるよう、社会的に影響力の大きい市役所自らが率先して女性の登用や人材育成に取り組めます。

さらに、地域や企業等において方針決定過程の参画に向けた情報提供や学習機会を確保するとともに、女性が自らの意思で、積極的に参画することが可能となるよう支援していきます。

このような取組により、さまざまな場面での方針決定過程において女性が参画し、活躍できる社会の実現をめざします。

【方針】

- ⑪ 市政における女性の方針決定過程への参画拡大・発信
- ⑫ 地域社会における女性の方針決定過程への参画促進
- ⑬ 企業・教育機関・団体等における女性の方針決定過程への参画促進

成果指標	現状値	目標値
市の審議会等への女性委員の登用率	35.5% (27年4月)	40%以上 60%以下 (32年度)
市職員の女性管理職員の割合（行政職）	7.3% (27年4月)	10% (32年4月)
市立小中特別支援学校の校長・教頭に占める女性の割合	13.9% (27年4月)	15% (32年4月)





3-⑪ 市政における女性の方針決定過程への参画拡大・発信

名古屋市域におけるさまざまな場面での方針決定過程に女性の参画をすすめていくためには、名古屋市自らが率先して参画拡大に向けたさまざまな取組をすすめ、情報発信していくことが必要であり、この点から、市審議会等の女性委員の登用率を高めるための支援や働きかけを行います。また、女性職員の職域拡大やキャリア形成に関する研修・情報提供を図る等して、市職員や教員の女性管理職への登用を推進します。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
43	審議会等への 女性委員の 登用推進	審議会の新設及び委員改選の際に事前協議を行うことや女性委員の登用がすすまない審議会等に対して、個別に働きかけるなど、審議会等委員への女性の参画を促進し、市政における方針決定過程への女性の参画を拡大します。また、登用状況について市公式ウェブサイト等にて公表します。	登用推進 ・登用率 35.5% (平成27年4月)	継続	総務局 各局
44 重点	市職員の 管理職等への 女性の登用推進	女性職員の職域拡大などにより女性職員の管理職等への積極的な登用をすすめることで、市政における方針の決定過程へ女性の参画を拡大します。また、登用に向けた取組等について、市公式ウェブサイト等にて公表します。	登用推進 ・市職員の女性管理職員の割合（行政職） 7.3%（72人） (平成27年4月) ・市立小中特別支援学校の校長・教頭に占める女性の割合 13.9%（105人） (平成27年4月) 係長昇任選考受験率 ・女性 3.7% ・男性 18.7% (平成27年度)	拡充	総務局 人事委員会 教育委員会
45 重点	市女性職員の 能力開発・ 活用推進	キャリアアップに関して気軽に相談できる体制の検討をすすめるとともに、キャリアアップ推進研修や、積極的な職務分担等を実施します。	・キャリアアップ推進研修 1回	拡充	総務局

3－⑫ 地域社会における女性の方針決定過程への参画促進

地域におけるコミュニティ機能の低下が見られる中、地域活動の担い手を増やし、幅広い分野に男女平等参画の視点を取り入れることの必要性について理解促進を図ります。また、学習機会を広く提供することにより、地域活動における組織の中核となる方針決定過程への女性の参画促進をすすめます。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
46	地域活動の委員における方針決定過程への女性の参画促進	地域で活動する区政協力委員、民生委員・児童委員、保健環境委員の各協議会等において「男女平等参画」に関する啓発資料を配布するなど、女性委員の方針決定過程への参画についての理解と周知を図ります。	実施	継続	市民経済局 健康福祉局
47	地域活動における女性リーダー育成のための学習機会の提供	地域活動の担い手を養成するため、団体・グループの女性のリーダーや指導者、指導者候補を対象に研修等を実施します。	女性団体リーダー研修 1回360人	継続	教育委員会



3-⑬ 企業・教育機関・団体等における女性の方針決定過程への参画促進

女性の活躍を推進する気運が一層高まるなか、女性の方針決定過程への参画を自ら積極的にすすめる企業が中小企業にまで広げられるよう、啓発や支援に努めます。

また、次世代への影響力が大きい教育機関においては、男女平等参画の視点に立った自立や職業意識が醸成されるよう教育機関における方針決定過程に女性が参画することを促進します。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
48 重点	女性の活躍推進 企業認定・表彰 制度（ロールモ デルの発信）	女性がいきいきと活躍できるよ うな取組をしている企業におい て、ロールモデル ⁸ や職域拡大 の先駆者となっている女性を表 彰します。また、表彰されたロ ールモデル等を発信すること で、他の企業の取組がすすむよ う支援します。	• 従業員表彰 15人（累計）	拡充	総務局
49	女性管理職養成 ・交流の支援	女性の方針決定過程で積極的に 活躍できるよう、女性管理職の 養成や、交流を支援します。	• 講演会 2回	拡充	総務局
50	市立大学や関係 団体における 女性の活躍促進	市立大学における女性教員比率 向上及び市の関係団体の女性職 員登用のためのポジティブ・ア クション ⁹ を促進します。	• シンポジウム等の 実施	継続	総務局

⁸ ロールモデル：

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考にする役割モデルのこと。

⁹ ポジティブ・アクション：

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

目標 4 雇用等における男女平等

社会全体の女性の活躍に対する気運が上向いているなか、男女が働きやすい職場づくりに向けて女性の活躍に関する取組や長時間労働の削減などの働き方の見直しを、組織のトップや職場の上司が主体的にすすめていくことは、優れた人材の採用や従業員のモチベーションを上げることにもつながります。そのため、雇用等の場における男女平等参画の実現に向けて雇用主及び労働者が一体となって取り組むことができるよう啓発活動や情報提供を行います。

また、女性が新しい分野へチャレンジし、生涯にわたりキャリアを形成していけるよう、さらなる支援に取り組めます。

あわせて、育児や介護などのライフイベントに対応した柔軟な働き方が無理なく選択できるよう、子育て支援施策、介護支援施策の充実に取り組むことにより、男女がともに希望するバランスで働き続けることができる社会の実現をめざします。

【方針】

- ⑭ 雇用主及び労働者（管理職、従業員等）への男女平等に向けた啓発
- ⑮ 女性の職業能力開発と就業支援
- ⑯ 雇用等におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた支援

成果指標	現状値	目標値
仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合	34.4% (26年度)	39% (32年度)
女性の活躍推進に取り組んでいる企業数（累計）	56社 (26年度)	130社 (32年度)
子育て支援に取り組んでいる企業数 （子育て支援企業認定数）（累計）	136社 (26年度)	180社 (32年度)
市男性職員の育児休業取得率 ※育児休業のほか、10日以上連続して年次休暇等を取得した場合も含めて算定	4.3% (26年度)	10% (31年度)





4－⑭雇用主及び労働者（管理職・従業員等）への男女平等に向けた啓発

女性が能力を発揮して活躍し、男女がともに働きやすい職場づくりに向けて、男女平等参画の取組が中小企業を含め幅広く促進されるよう啓発活動や情報提供に努めるとともに、女性の活躍推進企業の好事例を積極的に情報発信します。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
51 重点	女性の活躍推進 企業認定・表彰 制度 (企業部門)	女性がいきいきと活躍できるような取組をしている企業を認定・表彰することにより、企業（特に中小企業）における女性の活躍を支援します。	• 女性の活躍推進認定企業数 累計56社	拡充	総務局
52 重点	女性の活躍に 向けた中小企業 への啓発	女性の活躍推進企業の取組について広く情報発信を行い、他の市内企業（特に中小企業）への普及・啓発を図ります。 また、ポジティブ・アクションを推進するための企業向けセミナー等を実施します。	• セミナーの実施 年1回	拡充	総務局 市民経済局
53	雇用等に関する 相談事業	労働条件や労働福祉など、あらゆる労働問題に関して、電話での相談のほか、面談やメール等による相談を実施します。	• 労働相談件数 474件	継続	市民経済局
54	雇用等における 男女平等に 関する情報提供	労働に関する情報や男女が働きやすい職場環境づくりのための情報について、市公式ウェブサイトなどを通じ市民へ提供します。	• 「労働情報なごや」をウェブサイトに掲載 • 「勤労者ガイドブック」の作成	継続	総務局 市民経済局

4-⑮ 女性の職業能力開発と就業支援

女性が自ら職業能力を高めるとともに、出産や子育てなどで就業を中断した女性の再就職を支援するため、職業能力開発の機会を設けることや、就業に向けた情報提供等を行います。また、起業等の多様な働き方を選択する女性や、自営業等に携わる女性に対する支援を行うとともに、そうした活躍する女性の情報発信にも取り組みます。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
55	女性の職業能力 開発講座の充実	男女平等参画推進センター等において女性の職業能力開発のための講座の充実を図るとともに、企業の女性管理職による交流会を実施し、異業種間での交流を図ります。	講座等の実施 ・男女平等参画推進センター 9回	拡充	総務局
56 重点	女性の再就職支援	女性の再就職の支援のために、資格取得や就職活動を支援するセミナーや働く動機付けとなるような研修を充実します。	講座等の実施 ・男女平等参画推進センター 6回 ・なごやジョブサポートセンター 8回	拡充	総務局 市民経済局
57 重点	女性の起業支援	女性の起業を支援していくための講座やセミナーを開催するとともに、創業に関する相談を実施します。	・講座等の実施 3回 ・創業相談の実施	拡充	総務局 市民経済局
58	関係機関等との 連携した 就業支援	男女平等参画推進センター、なごやジョブサポートセンター等が連携し、女性が着実に就業できるようさまざまな支援を行います。	・広報周知	新規	総務局 市民経済局
59	自営業等に従事 する女性への 支援	農業に従事する女性の経済的地位の向上や働きやすい環境づくりに向けた意識啓発を実施します。	・愛知県農村生活アドバイザー認定者 現認定者14人	継続	緑政土木局

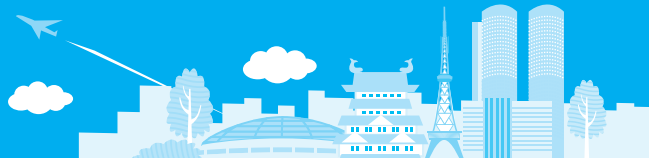


4-⑯雇用等におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） の実現に向けた支援

男女がともに安心して働き続けることができるよう、就業と子育てや介護との両立に関する情報提供を行うとともに、長時間労働の削減に向けた啓発等、企業等における両立支援の取組を促進します。また、保育所や介護施設等におけるサービスの質と量の確保に努めます。さらに、企業等の模範となるべく、市役所職員の両立支援に向けた取組をすすめます。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
60 重点	企業への両立支援に向けた啓発事業	企業においてワーク・ライフ・バランスが推進されるよう啓発を行います。事業主や管理職等が、労働時間管理の手法等に関する研修会等を実施する場合には、社会保険労務士等を派遣したり、男女平等参画に関する講演会や研修等を実施する場合には、講師を派遣します。	• 企業への派遣 4社	拡充	総務局 市民経済局 子ども青少年局
61 重点	子育て支援企業認定・表彰制度	社会全体で子育てにやさしいまちづくりをすすめるため、子育てにやさしい活動を積極的に行っている企業を認定し、そのうち特に優れた活動を行う企業を表彰します。	• 子育て支援に取り組んでいる企業数 累計136社	継続	子ども青少年局
62	保育所等利用待機児童対策	民間保育所等の整備や小規模保育事業所の設置など、さまざまな手法により利用枠を拡大するとともに、個々のニーズに即した、きめ細かな支援策を強化していきます。	• 3歳未満児の保育サービス提供割合 27.4%	継続	子ども青少年局
63 重点	多様な子育て支援事業	子育て支援を充実するため、保護者の多様な就労形態などに対応できるよう、多様な子育て支援事業を実施します。	• 延長保育 287か所 • 夜間保育 4か所 • 休日保育 16か所 • 一時保育 42か所 • 病児・病後児デイケア 13か所 • のびのび子育てサポート事業活動件数 24,468件	拡充	子ども青少年局

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
64	放課後児童健全育成事業の推進	留守家庭児童の健全育成を図るため、地域の留守家庭児童育成会に対する運営費助成等を実施します。また、全小学校で実施している、教育事業であるトワイライトスクールを基盤に、保護者が就労などにより家庭にいない児童に対して、より生活に配慮した事業であるトワイライトルームを、地域の子育て家庭の状況などをふまえて実施します。	- 留守家庭児童健全育成事業の実施 - トワイライトルームの実施	拡充	子ども青少年局
65	介護基盤の整備	在宅での生活が困難な高齢者が安心して生活できるよう、今後増加する高齢者ニーズを的確に把握し、計画に基づき施設・居住系サービスの整備を実施するとともに、事業者情報などの提供に努めます。	実施	継続	健康福祉局
66	育児・介護休業者への支援	男女平等参画推進センター等において、職場復帰準備セミナー等の実施により、育児・介護休業者を支援します。	セミナー等の実施 男女平等参画推進センター 3回	継続	総務局
67 重点	市役所における両立支援の推進	仕事と子育てを両立しやすい職場づくりに向けて、「職員子育て支援ハンドブック」の配布や、育児休業復帰者支援研修など両立支援のための事業をすすめます。	- 職員子育て支援プログラムの推進 - 院内保育所の運営	継続	総務局 病院局



目標5 家庭・地域における男女の自立と平等参画

男女平等参画に対する理念や意識は、雇用等の場のみならず、家庭や地域においても、生涯を通じて必要とされるものです。

女性の就労面での活躍推進が徐々にすすめられている一方で、男性の家庭や地域への参画は依然として進んでいない状況にあります。男性が家庭において家事、育児、介護等に積極的に関わっていくことができるよう意識啓発をすすめるとともに、市民生活の身近な場面である地域においても男女がともに支えあい活躍できるよう働きかけをしていきます。

また、高齢期においては地域から孤立しがちであるうえに、とりわけ高齢男性においては地域活動や家事への参画が進んでいないこと、高齢女性においては貧困率が高い傾向にあることから、男女それぞれの問題に対応できるよう支援していきます。

さらに、地域活動の一つである防災活動においても東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震の発生が懸念されていることから男女平等参画の視点を踏まえ、災害に備えることが必要です。

このような取組により、家庭・地域生活においても、男女がともに自立し、その個性と能力が活かされている社会の実現をめざします。

【方針】

- ⑰ 男性の家事・育児・介護等への参画促進
- ⑱ 地域活動における男女平等参画の促進
- ⑲ 高齢期における男女の生活の自立
- ⑳ 防災における男女平等参画の促進

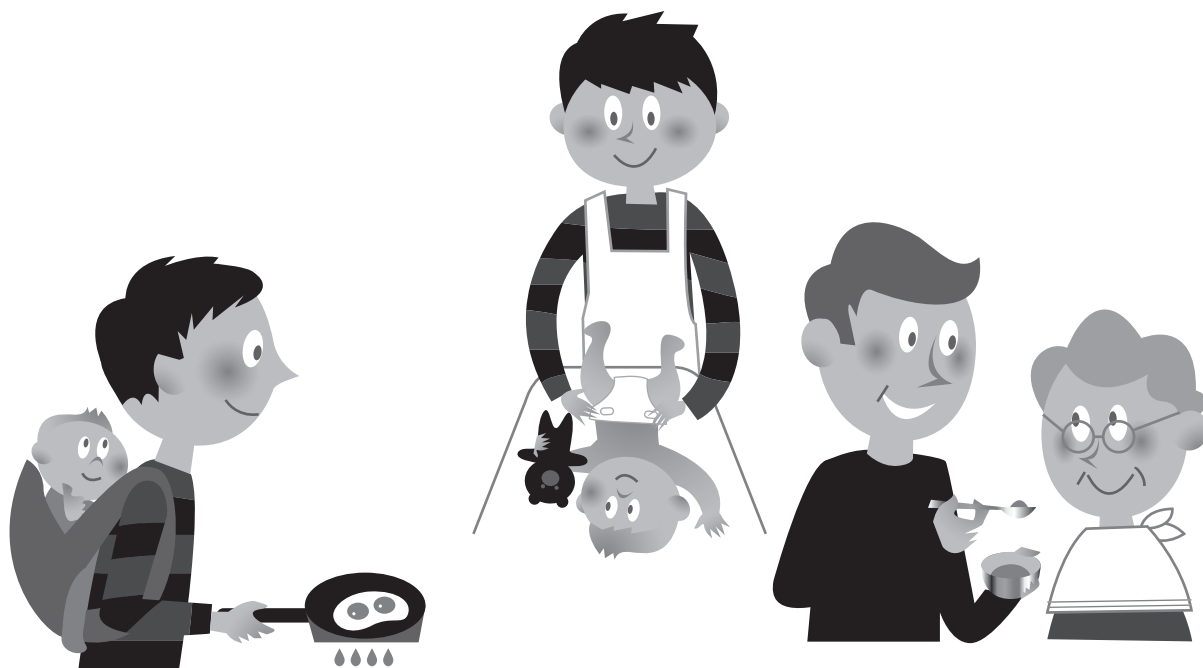
成果指標	現状値	目標値
平日1時間以上家事を行う有職男性の割合	26.5% (26年度)	40% (31年度)
地域活動の委員（区政協力委員・災害対策委員）の女性比率	14.7% (26年度)	17% (32年度)



5-⑰ 男性の家事・育児・介護等への参画促進

共働き世帯が片働き世帯を上回り、今後も増加の傾向が見られる中で、女性の就業支援のためにも、男性が生涯を通じて家事、育児、介護等を一層担っていくことが必要となります。男性の家庭生活における参画を支援するための意識啓発や情報提供を行います。

事業	事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
68 重点	男性の家事・育児への参画支援	男女平等参画推進センターや女性会館、子ども・子育て支援センター、保健所等において、男性の家事・育児への参画を促進するための講座、セミナー等を実施します。 講座等の実施 - 男女平等参画推進センター 1回 - 子ども・子育て支援センター等 15回 - 両親学級（パパママ教室） 274回	拡充	総務局 子ども青少年局 教育委員会
69	男性の介護への参画支援	男女平等参画推進センターや介護実習・普及センター等において、介護についての知識や技術を習得する講座、研修等を実施し、男性の介護への参画を支援します。 講座等の実施 - 男女平等参画推進センター 1回 - 介護者教室 40回	継続	総務局 健康福祉局



5-⑮ 地域活動における男女平等参画の促進

男女平等参画の視点をふまえた活力ある地域づくりのため、男女がその性別役割に固定されることなく、それぞれの能力を発揮してさまざまな地域活動に参画することができるように働きかけます。

事業	事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
70 重点	地域活動における男女平等参画の啓発	実施	拡充	総務局 市民経済局 健康福祉局
71	地域活動における子育て支援事業への参画	- のびのび子育てサポート事業活動件数 24,468件 - 地域における子育て支援拠点（つどいの広場・地域子育て支援センター・児童館等） 103か所	拡充	子ども青少年局
72	NPO等との連携	- 男女平等参画推進センター 1回 「イーブルなごやフェスティバル」の実施	継続	総務局 市民経済局



5－⑱ 高齢期における男女の生活の自立

超高齢化社会に向けて、高齢男女の豊かな経験を活かした就業を支援するとともに、地域で活躍できるよう、社会参画の支援・相談に取り組みます。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
73	高齢男女の就業支援	高齢者が豊かな知識や経験を生かして、就業できるよう、シルバー人材センターにおいて臨時的・短期的な仕事の紹介を行うとともに、高齢者就業支援センターにおいて就業に関する情報提供や技能講習を開催します。	シルバー人材センター会員数 8,180人	継続	総務局 健康福祉局
74	高齢男女の社会参画支援	高齢期の男女の地域活動への参加を支援するために、老人クラブ活動を促進するほか、福祉会館や鯉城学園の運営をすすめます。	- 老人クラブ会員数 78,323人 - 鯉城学園定員 1,328人 - 福祉会館利用者数 女性 435,452人 男性 349,590人	継続	健康福祉局
75	高齢者に対する相談事業	高齢者が安心して暮らせるように、いきいき支援センターや高齢者虐待相談センター等において、さまざまな相談事業を実施します。	高齢者虐待相談支援事業の実施	継続	健康福祉局

5-⑳ 防災における男女平等参画の促進

東日本大震災の教訓等から、防災分野においても男女平等参画の視点に立った対応が課題となっています。災害発生時の避難所運営等における女性や子育て家庭へのニーズに対する配慮や、意思決定の場に女性が参画できるよう、平常時から防災対策についての広報啓発や地域防災力の向上などに取り組めます。

事業		事業内容	現況 (H26時点の状況)	方向性	所管局
76	防災対策についての広報啓発	男女平等参画推進センター等で開催する講座、セミナーを通じ、広範な市民に男女平等参画の視点を持った防災対策を働きかけます。	講座等の実施 ・男女平等参画推進センター 1 講座 ・区における男女平等参画推進事業 16区	継続	総務局 各区
77	地域防災力の向上	児童生徒や教員に対し、男女平等参画の視点に立った防災教育を実施するとともに、地域における助け合いの仕組みづくり等を推進し、地域防災力を高めます。	・助け合いの仕組みづくりの推進 ・防災教育の実施 ・消防団員の入団促進 ・自主防災組織の結成促進および活動支援	継続	防災危機管理局 教育委員会 消防局
78	性別に配慮した避難所運営	性別に配慮した避難所を運営するため、改正した避難所運営マニュアルに基づき、市民参加型の訓練を実施するとともに、性別に配慮した災害救助物資を備蓄します。	・避難所開設・運営訓練の実施 ・生理用品等の備蓄	継続	防災危機管理局 健康福祉局
79	防災における相談支援	災害時の避難所等での、悩みや暴力に関する相談体制づくりを検討するとともに、平常時からの広報や近隣の男女共同参画センターとの連携等をすすめます。	・被災地への相談員派遣	新規	総務局



■ 成果指標一覧	54
■ 参考データ	55
■ 男女平等参画推進体制図	57
■ 基本計画2020の策定経過	58
■ 第7期名古屋市男女平等参画審議会委員	59
■ 第7期名古屋市男女平等参画審議会審議経過	60
■ 男女平等参画推進なごや条例	61
■ 男女平等参画推進なごや条例施行規則	65
■ 名古屋市男女平等参画推進センター条例	68
■ 名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則	70
■ 名古屋市男女平等参画推進協議会規程	74
■ 男女共同参画社会基本法	75
■ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	80
■ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）	87
■ 男女平等参画に関する年表	92

成果指標一覧

成果指標		現状値	目標値 32年度
目標1	DVを人権侵害と認識する人の割合	87.0% (26年度)	91% (32年度)
	「デートDV」という言葉の認知度	46.8% (26年度)	55% (31年度)
目標2	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	58.4% (26年度)	100% (32年度)
	イーブルなごや（男女平等参画推進センター・女性会館）の年間来館者数	294,902人 (26年度)	330,000人 (32年度)
目標3	市の審議会等への女性委員の登用率	35.5% (27年4月)	40%以上60%以下 (32年度)
	市職員の女性管理職員の割合（行政職）	7.3% (27年4月)	10% (32年4月)
	市立小中特別支援学校の校長・教頭に占める女性の割合	13.9% (27年4月)	15% (32年4月)
目標4	仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合	34.4% (26年度)	39% (32年度)
	女性の活躍推進に取り組んでいる企業数（累計）	56社 (26年度)	130社 (32年度)
	子育て支援に取り組んでいる企業数（子育て支援企業認定数）（累計）	136社 (26年度)	180社 (32年度)
	市男性職員の育児休業取得率	4.3% (26年度)	10% (31年度)
目標5	平日1時間以上家事を行う有職男性の割合	26.5% (26年度)	40% (31年度)
	地域活動の委員（区政協力委員・災害対策委員）の女性比率	14.7% (26年度)	17% (32年度)

参考データ

参考データ		現状値
目標1	女性のための総合相談件数（電話・面接・専門相談等）	3,631件 (26年度)
	男性のための相談件数	71件 (26年度)
	基本的人権が尊重されている社会だと思う市民の割合	66.9% (26年度)
	なごや人権啓発センターの年間来館者数	28,094人 (26年度)
	「DV（ドメスティック・バイオレンス）」という言葉の認知度	91.6% (26年度)
	女性福祉相談延件数（配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所等）	12,018件 (26年度)
	がん検診受診率（①子宮がん、②乳がん）	①52.7%、②37.0% (26年度)
	名古屋市における母子世帯の年間総収入の平均額	249.1万円 (25年度)
	名古屋市における父子世帯の年間総収入の平均額	445.9万円 (25年度)
	「セクシュアル・マイノリティ」という言葉の認知度	33.4% (26年度)
目標2	男女の地位が平等と感じる市民の割合（社会全体）	14.0% (26年度)
	男女の地位が平等と感じる市民の割合（職場）	19.5% (26年度)
	男女の地位が平等と感じる市民の割合（政治の場）	7.2% (26年度)
	男女の地位が平等と感じる市民の割合（学校教育の場）	57.3% (26年度)
	男女の地位が平等と感じる市民の割合（地域活動の場）	38.3% (26年度)
	イーブルなごや（男女平等参画推進センター・女性会館）ウェブサイト の年間閲覧件数	66,862件 (26年度)
目標3	市職員の女性の係長昇任選考受験率（行政職）	3.7% (27年度)
	名古屋市会における女性議員割合	21.3% (27年4月)
	区政協力委員における学区代表の女性割合	3.4% (27年4月)
	民生委員・児童委員における学区代表の女性割合	48.9% (27年4月)
	保健環境委員における学区代表の女性割合	37.2% (27年4月)

	参考データ	現状値
目標4	働く意欲があるが、現在働く場がなくて困っている市民の割合	5.0% (26年度)
	名古屋市における25歳から44歳までの女性の就業率	67.3% (24年度)
	名古屋市における非正規労働者の割合（女性）	60.2% (24年度)
	名古屋市における非正規労働者の割合（男性）	21.6% (24年度)
	子育てしやすいまちだと思える市民の割合	81.6% (26年度)
	保育所等利用待機児童数	0人 (27年4月)
	放課後児童健全育成事業の①実施箇所数、②児童数	①206か所、②5,933人 (26年度)
	職場に育児休業制度があると回答した割合	46.7% (26年度)
	職場に介護休業制度があると回答した割合	35.4% (26年度)
	市職員の1人あたりの年間超過勤務時間数	106時間 (26年度)
	市職員の1人あたりの年次休暇取得日数	13.6日 (26年度)
目標5	地域活動やボランティア・NPO活動に参加している市民（女性）の割合	29.6% (26年度)
	地域活動やボランティア・NPO活動に参加している市民（男性）の割合	21.9% (26年度)
	健康であると感じている高齢者の割合	65.7% (26年度)
	困った時に相談できる人が隣近所や地域にいる高齢者の割合	65.7% (26年度)
	消防団員の女性割合	6.1% (26年度)
	避難所開設・運営訓練等の学区実施率	93.2% (26年度)

男女平等参画推進体制図

男女平等参画推進なごや条例

男女平等参画の推進

名古屋市

庁内推進組織 (男女平等参画推進協議会)

会 長：総務局所管副市長
副会長：他の副市長
委 員：関係局室区長

幹 事：関係局室区
企画調整担当課長等

諮問

答申・提言

男女平等参画
審 議 会

拠点施設

総務局
男女平等参画推進室

男女平等参画
推進センター

情報提供

意見交換・協議

男女平等参画
推 進 会 議
(イコールなごや)

苦情処理委員

調査・処理

報告・意見

連携

関係機関

・女性会館
・中小企業振興
センター等

連携

参加・参画
情報提供等

国・県
地方公共団体
関係機関
国際機関等

是正要望
助言等

関係者等

苦情の申出

結果通知

参画・連携

情報発信・交流・相談等

市民・事業者・各種団体

基本計画2020の策定経過

年月日	事 項
平成26年 8 月30日	第 8 回男女平等参画に関する基礎調査（～ 9 月19日）
平成27年 4 月28日	第 7 期名古屋市男女平等参画審議会に次期「男女平等参画基本計画」の策定に向けた基本的な方向性及び取り組むべき施策について諮問
6 月 5 日	名古屋市男女平等参画推進会議（イコールなごや）にて意見聴取
7 月21日	名古屋市男女平等参画推進協議会 幹事会にて審議
11月 5 日	第 7 期名古屋市男女平等参画審議会から次期「男女平等参画基本計画」の策定に向けて答申
11月10日	名古屋市男女平等参画推進協議会 幹事会にて審議
11月16日	名古屋市男女平等参画推進協議会にて審議
12月15日	名古屋市会 総務環境委員会にて所管事務調査
12月25日	名古屋市男女平等参画基本計画案パブリックコメント（～ 1 月25日）
平成28年 1 月 8 日	名古屋市男女平等参画推進会議（イコールなごや）にて意見聴取
2 月 4 日	名古屋市男女平等参画推進協議会 幹事会にて審議
2 月15日	名古屋市男女平等参画推進協議会にて審議
3 月	「名古屋市男女平等参画基本計画2020」策定・公表

第7期名古屋市男女平等参画審議会委員

(任期：平成27年4月1日～平成29年3月31日)

(50音順、敬称略)

委員氏名	役職等	部会所属
犬飼 千絵子	弁護士（愛知県弁護士会）	
内川 尚一	名古屋商工会議所 常務理事・事務局長	
副会長 内田 良	名古屋大学 准教授	答申案作成部会
川北 稔	愛知教育大学 准教授	答申案作成部会
糊澤 征子	名古屋市地域女性団体連絡協議会 副会長	答申案作成部会
佐野 愛子	(株)Woomax 取締役	
末盛 慶	日本福祉大学 准教授	答申案作成部会
杉本 貴代栄	公募委員	答申案作成部会
平山 真美	連合愛知名古屋地域協議会 女性代表	
藤原 淳子	公募委員	
水野 実	公募委員	
宮坂 靖子	金城学院大学 教授	答申案作成部会
山本 徹	学識経験者	
横井 寿史	NPO法人 BitL 代表（社会保険労務士）	答申案作成部会
会長 吉田 あけみ	椋山女学園大学 教授	答申案作成部会 (部会長)

15名（女性8名、男性7名）

第7期名古屋市男女平等参画審議会審議経過

年月日	会 議 名	主な内容
平成27年4月28日	全 体 会 (第1回)	・ 会長・副会長の選出 ・ 男女平等参画基本計画2015について ・ 次期基本計画の策定について ・ 部会設置の承認及び部会長の選出等 ・ 諮問文を交付
5月19日	答申案作成部会 (第1回)	・ 答申の構成について ・ 目標ごとに取り組状況や課題を整理し、今後必要とされる取組について意見交換 ・ 次期基本計画の目標・方針について
6月16日	答申案作成部会 (第2回)	・ 次期基本計画の目標・方針について ・ 目標・方針ごとに取り組を拡充すべき視点について意見交換
7月2日	答申案作成部会 (第3回)	・ 次期基本計画の目標・方針について ・ 目標・方針ごとに取り組を拡充すべき視点について意見交換
7月16日	全 体 会 (第2回)	・ 次期基本計画の目標・方針について (答申案作成部会での審議内容など)
7月29日	答申案作成部会 (第4回)	・ 次期基本計画の目標・方針について ・ 答申案の執筆担当を決定 ・ 次期基本計画の重点項目・成果指標について
8月28日	答申案作成部会 (第5回)	・ 次期基本計画答申案について執筆担当委員からの説明後、意見交換 ・ 次期基本計画の重点項目・成果指標について
9月11日	答申案作成部会 (第6回)	・ 次期基本計画答申案について修正部分を確認後、意見交換 ・ 次期基本計画の重点項目・成果指標について
9月25日	答申案作成部会 (第7回)	・ 次期基本計画答申案について ・ 次期基本計画の重点項目について
10月20日	全 体 会 (第3回)	・ 次期基本計画答申案について (答申案作成部会での審議内容等について説明後、意見交換、決定)
11月5日	—	・ 答申

男女平等参画推進なごや条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 性別による権利侵害の禁止（第6条・第7条）

第3章 基本的施策等（第8条—第19条）

第4章 苦情の処理（第20条）

第5章 拠点施設（第21条）

第6章 名古屋市男女平等参画審議会（第22条）

第7章 雑則（第23条）

附則

平成14年3月29日

条例第43号

わたくしたちのまち、名古屋市は、まちづくりの基本理念に人間性の尊重を掲げ、人間性豊かなまちを目指して、積極的に男女共同参画社会の実現に取り組んできた。

これは、個人の尊厳と法の下での平等を高らかにうたう日本国憲法の理念を推進する基本的な取組であるとともに、国が男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定するに至った流れや、国際婦人年以降連帯して性差別の解消と女性の地位向上に取り組んできた国内外の動向と協調した行動でもあった。

しかしながら、今なお性別による固定的な役割分担等を反映した社会制度や慣行があり、女性と男性の社会への参画の状況においても偏りが見られるなど、女性と男性が平等に参画するには、なお一層の努力が求められている。

これらを踏まえ、女性も男性も互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、対等に参画し、共に責任を担い利益を受けることができる男女共同参画社会を実現させることが今後も重要である。

わたくしたちは、男女共同参画社会の実現のために、女性と男性の平等とあらゆる分野への参画を推進することによって、安心して暮らせる活気のあるまち、なごやをつくることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等及び参画（以下「平等参画」という。）の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、平等参画を総合的かつ計画的に推進し、もって性別にかかわらず、市民一人一人の個性が輝き、安心して希望を持って暮らせる社会をつくることを目的とする。

（基本理念）

第2条 平等参画は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の趣旨を踏まえた次の各号に掲げ

る基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 女性及び男性は、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、自立した個人として能力を発揮する機会が均等に確保されることその他の人権が尊重されること。
- (2) 女性及び男性は、社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に平等に参画する機会を確保されること。
- (3) 女性及び男性は、性別による固定的な役割分担等を反映した社会制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において自ら

の意思と責任において、多様な活動が選択できるよう配慮されること。

- (4) 女性及び男性は、相互の協力と社会の支援の下、育児、介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動に対等に参画し、両立できるように配慮されること。
- (5) 女性及び男性は、互いの性を理解し、尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、健康と自らの決定（以下「性と生殖に関する健康と権利」という。）が尊重されること。
- (6) 平等参画は、国際的な理解及び協調の下に推進されること。

（市の責務）

第3条 市は、平等参画の推進を主要な政策として位置付け、基本理念にのっとり、平等参画の推進に関する施策（以下「推進施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、推進施策を実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、市民及び事業者と協力し、連携して推進施策を実施しなければならない。
- 4 市は、率先して平等参画の実現に努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、平等参画に関する理解を深め、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、積極的に平等参画を推進するとともに、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、平等参画に関する理解を深め、基本理念にのっとり、事業活動に関し、積極的に平等参画を推進するとともに、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止

（性別による権利侵害の禁止）

第6条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（相手の望まない性的な言動又は性別による固定的な役割分担意識に基づく言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等に対する身体又は精神に著しく苦痛を与える暴力その他の行為をいう。）を行ってはならない。

第7条 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を連想させ、又は助長する表現その他不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策等

（基本計画）

第8条 市長は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、平等参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ名古屋市男女平等参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（年次報告）

第9条 市は、毎年度、平等参画の推進状況、推進施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表するものとする。

- 2 市は、公表後、市民及び事業者の意見を反映させた評価を行い、その結果を推進施策に反映させるよう努めなければならない。

（性別による権利侵害の防止及び支援）

第10条 市は、性別による権利侵害の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

（性と生殖に関する健康と権利の支援）

第11条 市は、性と生殖に関する健康と権利が十分に尊重されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

（参画機会の拡大及び是正措置）

第12条 市は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、女性と男性の間に参画する機会の格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的に格差を是正するための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、審議会等の委員を委嘱し、任命する場合には、女性及び男性の委員の数の均衡を図るよう努めなければならない。

3 市は、平等参画を推進するため、女性職員の管理職等への登用及び能力開発に努めなければならない。

（雇用等の分野における平等参画の推進）

第13条 市は、事業者に対し、雇用の分野において平等参画が推進されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、平等参画に関する広報及び調査について、協力を求めることができる。

3 市は、必要があると認めるときは、市と取引関係がある事業者及び補助金の交付を受ける者に対し、平等参画の推進に関し報告を求め、適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

（家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援）

第14条 市は、女性及び男性が共に、育児、介護その他の家庭生活における活動と職業生活、地域生活等における活動を両立することができるように、必要な支援を行うよう努めなければならない。

（市民等に対する支援）

第15条 市は、平等参画を推進する活動を行う市民及び事業者（当該活動を主として行うものに限る。）に対し、それらの主体性に留意して情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（学習及び教育に対する支援等）

第16条 市は、平等参画について理解が深まるように、市民の幼児期からの学習を支援するとともに、学校教育、家庭教育その他の教育において、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第17条 市は、国及び他の地方公共団体と協力し、連携して推進施策を実施するものとする。

（国際的協調）

第18条 市は、国際的な理解及び協調の下に平等参画を推進するため、市民と外国人との交流の促進、国際機関等との情報交換等必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究及び情報の提供）

第19条 市は、平等参画の推進に関し、必要な調査研究を定期的に行うとともに、情報及び資料を収集し、市民へ提供しなければならない。

第4章 苦情の処理

（苦情の処理）

第20条 市長の附属機関として、名古屋市男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

2 市民及び事業者は、市が実施する推進施策若しくは平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は平等参画の推進を阻害する要因による人権侵害に対する苦情がある場合、市長に申し出ることができる。

3 市長は、前項の申出があった場合、規則の定めるところにより、苦情処理委員に事案の調査及び処理を命ずるものとする。

4 苦情処理委員は、市長に調査結果を報告し、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等必要

な措置を講ずるよう市長に意見を述べることができる。

- 5 市長は、前項の意見を尊重して、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、調査結果及び意見並びに講じた措置の内容を申出人に通知しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、苦情の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 拠点施設

（拠点施設）

第21条 市は、推進施策を実施するとともに、市民及び事業者による平等参画の推進に関する取組を支援するため、別に条例で定めるところにより、総合的な拠点施設を設置するものとする。

第6章 名古屋市男女平等参画審議会

（名古屋市男女平等参画審議会）

第22条 市長の附属機関として、名古屋市男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び平等参画の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。
- 3 審議会は、平等参画の推進に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。
- 4 審議会は、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織し、委員の一部は公募する。
- 5 女性又は男性のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

（委任）

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第20条から第22条までの規定は、規則で定める日から施行する。

（平成14年規則第118号で第22条の規定は平成14年8月1日から施行）

（平成14年規則第152号で第20条の規定は平成14年11月1日から施行）

（平成15年規則第77号で第21条の規定は平成15年6月18日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に定められている平等参画の推進に関する市の基本計画であって、推進施策を総合的かつ計画的に実施するためのものは、第8条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

男女平等参画推進なごや条例施行規則

平成14年11月1日
規則第151号

名古屋市男女平等参画審議会規則（平成14年名古屋市規則第117号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 男女平等参画苦情処理委員（第2条—第13条）
- 第3章 男女平等参画審議会（第14条—第20条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、男女平等参画推進なごや条例（平成14年名古屋市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 男女平等参画苦情処理委員

（苦情処理委員）

第2条 条例第20条第1項に規定する名古屋市男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）は、3人以内とし、人格が高潔で、男女平等及び参画の推進並びに行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 苦情処理委員のうち、1人以上は法律に関し学識経験を有する者とし、女性及び男性の苦情処理委員は、それぞれ1人以上としなければならない。
- 3 苦情処理委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 苦情処理委員は、再任されることができる。ただし、連続して4回委嘱されることはできない。
- 5 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

（服務）

第3条 苦情処理委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同

様とする。

- 2 苦情処理委員は、政党その他の政治的団体の役員となることができない。
- 3 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員又は長と兼ねることができない。

（市長への申出の方式）

第4条 条例第20条第2項の規定による申出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。ただし、市長が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

- （1）申出をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）並びに電話番号
 - （2）申出の趣旨及び理由
 - （3）他の機関への相談等の状況
 - （4）申出に係る人権の侵害があった日（平等参画の推進を阻害する要因による人権侵害に対する苦情の申出（以下「人権侵害に対する苦情の申出」という。）の場合に限る。）
 - （5）申出の年月日
- 2 前項ただし書の規定により口頭で申出をしようとするときは、前項第1号から第4号までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、市長は、その内容を録取するものとする。
 - 3 申出をした者は、当該申出に対する処理が終了するまでの間、いつでも書面により申出の取下げをすることができる。

（調査及び処理）

第5条 市長は、前条の申出があったときは、担当の苦情処理委員を指定して、事案の調査及び処理を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めたときは、委員全員をもって構成する合議体に調査及び処理を命ずることができる。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、苦情処理委員に事案の調査及び処理を命じないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の紛争の解決の援助の対象となる事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 条例又はこの規則の規定に基づく苦情処理委員の行為に関する事項
- (6) 申出をした者から当該申出の取下げがあった事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員に調査及び処理を命ずることが適当でないと認める事項

4 市長は、調査及び処理を命じた事案が、前項第2号、第4号又は第6号に該当するに至ったときは、苦情処理委員に調査及び処理の中止を命ずるものとする。

5 市長は、人権侵害に対する苦情の申出が当該申出に係る人権の侵害があった日から1年を経過した日以後にされたときは、苦情処理委員に当該申出について調査及び処理を命じないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

6 市長は、苦情処理委員に調査及び処理を命じたときは、その旨を当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

7 市長は、当該申出に対する処理を行う間、必要があると認めるときは、当該申出をした者に対し、処理の経過を通知するものとする。

8 市長は、調査及び処理をしないとき並びに調査及び処理の中止を命じたときは、その旨及びその理由を当該申出をした者に対し、書面により通知す

るものとする。

(調査開始の通知等)

第6条 苦情処理委員は、調査を開始するときは、その旨を申出に係る市の機関又は関係者に対し、書面により通知するものとする。ただし、人権侵害に対する苦情の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 苦情処理委員は、当該市の機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求め、又は関係者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

3 苦情処理委員は、市長から調査及び処理の中止を命じられたときは、その旨及びその理由を調査の開始を通知した市の機関又は関係者に対し、書面により通知するものとする。

(助言、是正の要望等)

第7条 市長は、条例第20条第4項の意見を受けた場合において、必要があると認めるときは、書面により、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 当該申出に係る市の機関 是正の指示
- (2) 当該申出に係る関係者 助言又は是正の要望

(調査結果等の通知)

第8条 市長は、助言、是正の指示又は是正の要望を行わないときは、その旨を、速やかに、第6条第1項の規定により調査開始の通知をした市の機関又は関係者に対し、書面により通知するものとする。

(是正の指示に対する措置の報告)

第9条 第7条に規定する是正の指示を受けた市の機関は、当該是正の指示に基づいて措置を講じたときは、その旨を書面により原則として50日以内に市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けた後も、必要があると認めるときは、当該措置に係るその後の経過について、当該市の機関に対し報告を求めることができる。

(事案の処理の状況の報告等)

第10条 苦情処理委員は、毎年度1回、事案の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は前項の報告書及び次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、公表に当たって個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な配慮をしなければならない。

(1) 市長が申出に係る市の機関に対して行った是正の指示

(2) 前号の是正の指示に対して、市の機関が講じた措置

(身分証明書)

第11条 苦情処理委員は、職務を行う場合には、その身分を示す証明書(別記様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(庶務)

第12条 苦情処理委員の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、苦情処理委員に関して必要な事項は、市長が定める。

第3章 男女平等参画審議会

(男女平等参画審議会委員)

第14条 条例第22条第1項に規定する名古屋市男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)の委員は、市民、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 市民のうちから委嘱する委員は、条例第22条第4項の規定により市長が公募により委嘱する委員とする。
- 3 前項に定めるもののほか、委員の公募に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(会長及び副会長)

第15条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき

又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第16条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第17条 審議会には、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、会長が指名する。

5 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

7 前条の規定は、部会の会議の招集、定足数及び表決について準用する。

(関係者の出席)

第18条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第19条 審議会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 最初に委嘱される苦情処理委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

別記様式 略

名古屋市男女平等参画推進センター条例

平成15年 3月31日

条例第38号

改正 平成17年条例第25号

平成21年条例第25号

平成21年条例第66号

平成25年条例第40号

(設置)

第1条 男女平等参画推進なごや条例（平成14年名古屋市条例第43号）第21条の規定に基づき、次のように男女平等参画推進センターを設置する。

名称 名古屋市男女平等参画推進センター

位置 名古屋市中区大井町7番25号

(目的及び事業)

第2条 名古屋市男女平等参画推進センター（以下「センター」という。）は、男女平等及び参画（以下「平等参画」という。）の推進に関する施策を実施するとともに、市民及び事業者による平等参画の推進に関する取組を支援することを目的とする。

2 センターは、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 平等参画の推進のための調査及び研究
- (2) 平等参画の推進に関する情報の収集、提供及び発信
- (3) 平等参画の推進のための講座及び研修の実施
- (4) 平等参画の推進に取り組む団体及び個人の相互交流の促進
- (5) 女性の自立支援のための相談及び助言の実施
- (6) その他平等参画の推進のため市長が必要と認める事業

(損害賠償等)

第3条 建物、設備その他器具を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従い、これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第4条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第5条 市長は、センターの指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 センターの指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

- (1) 市民の平等利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、第2条第1項に規定するセンターの設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) 次の表の左欄に掲げる施設の指定管理者の指定を受けようとする者にあつては、同表右欄に掲げる施設を一体的に管理することができること。

センター	名古屋市女性会館条例（昭和53年名古屋市条例第22号）第1条の規定に基づき設置する名古屋市女性会館
------	---

4 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者は、センターの開館時間及び休館日の定めに従い、当該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

2 前項のセンターの開館時間及び休館日は、規則で

定める。

- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長との協議により、休館日に開館することができる。
- 4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第7条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第2項第2号及び第4号に規定する事業並びに同項第3号に規定する事業のうち市長が定めるものの実施に関すること。
- (2) センターの維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成15年規則第78号で平成15年6月18日から施行。
ただし、第3条から第8条まで、第11条及び第12条の規定は平成15年5月6日から施行）

附 則（平成17年条例第25号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市男女平等参画推進センター条例第11条の2の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成21年条例第25号）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市男女平等参画推進センター条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な

手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

- 3 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第66号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第40号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市男女平等参画推進センター条例第5条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則

平成15年 5 月 6 日

規則第79号

改正 平成15年規則第82号

平成17年規則第109号

平成18年規則第90号

平成21年規則第19号

平成21年規則第74号

平成22年規則第79号

平成24年規則第59号

平成25年規則第68号

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋市男女平等参画推進センター条例(平成15年名古屋市条例第38号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 名古屋市男女平等参画推進センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあつては、午前9時から午後5時までとする。

2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第3木曜日
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 市長は、特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(行為の禁止等)

第4条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
- (2) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (3) 承認を受けないで広告類を掲出し、又は頒布す

ること。

(4) 建物その他の工作物を汚損し、又はき損するおそれのある行為をすること。

(5) その他センターの管理上支障があると認められる行為をすること。

(退館)

第5条 市長は、この規則に違反し、又は係員若しくは指定管理者若しくはその管理するセンターの管理の業務に従事している者の指示に従わない者に対し退館を命ずることができる。

(指定管理者の公募)

第6条 条例第5条第1項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者に行わせる管理の業務(以下「管理業務」という。)の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 選定に参加する者に必要な資格
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準
- (7) 管理業務に従事する者の配置の基準
- (8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第5条第1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 条例第5条第2項の規定によるセンターの指定管理者の指定の申請は、名古屋市男女平等参画推進センター指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。

2 条例第5条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の適正な取扱いのために講じる措置の内容
- (4) 管理業務により得られる収入の見込額
- (5) 管理業務に要する費用の見込額
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 センターの指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

（指定管理者の選定）

第8条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、名古屋市男女平等参画推進センター指定管理者選定委員会を開催するものとする。

（指定等の告示）

第9条 条例第5条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第5条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日

（協定の締結）

第10条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、セ

ンターの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的内容
- (2) センターの管理費用として、本市が支払う金額
- (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の適正な取扱いのために講じる措置の内容
- (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他市長が必要と認める事項

（事業報告書の提出）

第11条 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) センターの使用状況
- (3) センターの管理経費等の収支状況
- (4) 前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

（指定管理者選定委員会）

第12条 センターの管理を指定管理者に行わせるに当たって、指定管理者の選定に公平性及び透明性を確保するため、名古屋市男女平等参画推進センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（選定委員会の所掌事務）

第13条 選定委員会は、事業計画書の内容の審査に関することその他市長が必要と認める事項について調査審議する。

（組織）

第14条 選定委員会は、第24条に規定する指定管理者選定委員をもって組織する。ただし、市長が特に必

要と認める場合は、本市の職員のうちから任命した者1人を選定委員会の委員として加えることができる。

- 2 選定委員会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は指定管理者選定委員及び委員の互選によって定め、副会長は会長がこれらの委員のうちから指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（選定委員会の会議）

- 第15条 会長は、必要の都度、選定委員会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に参加させることができる。

（指定管理者選定委員）

- 第16条 法第174条第1項の規定により、指定管理者の選定について、市長に必要な助言をする指定管理者選定委員（以下「選定委員」という。）若干人を置く。
- 2 選定委員は、市民と行政との協働による男女平等参画の推進について識見のある者のうちから市長が選任する。

（選定委員会の庶務）

- 第17条 選定委員会の庶務は、総務局総合調整部男女平等参画推進室において処理する。

（委任）

- 第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年6月18日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 許可の申請その他センターの施設を使用するために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成15年規則第82号）

- 1 この規則は、平成15年6月18日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 センターを管理委託等するために必要な手続は、

この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成17年規則第109号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項、第5条、第8条、第9条第3項、第9条の2及び第12条の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第90号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第19号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づく指定管理者の指定の申請に必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則の規定に基づいて提出されている使用料減免申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則（平成21年規則第74号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3号様式の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則の規定に基づいて提出されている使用料減免申請書は、この規則による改正後の名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則（平成22年規則第79号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第59号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申込書及

び申請書は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成25年規則第68号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第22条及び第4号様式の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則の規定に基づく指定管理者の指定の申請に必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

別記様式 略

名古屋市男女平等参画推進協議会規程

昭和52年12月10日
達第39号

(設置)

第1条 本市に名古屋市男女平等参画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた、男女平等参画の推進に係る施策の総合的な企画に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の実現に向けた、男女平等参画の推進に係る連絡調整に関すること。

(構成)

第3条 協議会に会長、副会長、委員及び幹事を置く。

- 2 会長は総務局所管副市長とし、副会長は他の副市長とする。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめその定める順序により、その職務を代理する。
- 4 委員及び幹事は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 別表に掲げる職にある者
 - (2) 会長が指定する区の長及び企画経理室長の職にある者
 - (3) その他会長が指定する職にある者

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長、副会長及び委員をもって構成し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は、必要のつど会長がこれを招集する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて、協議会及び次条に規定する分科会の事務について、委員を補佐する。

(分科会)

第5条 協議会には、必要に応じ、分科会を置くことができる。

2 分科会は、協議会により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を協議会に報告する。

3 分科会は、会長が指名する委員及び幹事をもって構成する。

4 分科会に分科会長を置き、会長が指名する。

5 分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 分科会の会議は、分科会長がこれを招集し、分科会長は、会議の議長となる。

(関係職員の出席)

第6条 会長又は分科会長は、必要があると認めるときは、協議会又は分科会の会議に、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務局総合調整部男女平等参画推進室において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この達は、発布の日から施行する。

以下省略

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)
最終改正：平成11年12月22日法律第160号

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責

任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が

男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、

男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更にについて準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱

いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 3 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

- 4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

る。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平

成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成11年12月22日法律第160号)抄
(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日 法律第64号)

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 基本方針等（第5条・第6条）

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）

第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）

第3節 特定事業主行動計画（第15条）

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）

第5章 雑則（第26条—第28条）

第6章 罰則（第29条—第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響

に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、

又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条に

おいて「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する

取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出る

よう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項にお

いて同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4

項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）計画期間

- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、そ

の事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

- 第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に

資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認め

るときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
 - (2) 学識経験者
 - (3) その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
 - 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項の規定に違反した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)の一部を次のように改正する。

別表第1第20号の25の次に次の1号を加える。

20の26女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法(平成11年法律第89号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年 3月31日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第5条第1項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
----------------	--

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるものかを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展

を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基

礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母

性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。))を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働

の権利

- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。))についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。))を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。))及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。))についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
 - 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。))を享受する機

会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合

を組織する権利

- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかなを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしいるかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をも

って決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。

- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

以下省略

男女平等参画に関する年表

年	世界	日本	名古屋市
1945(昭和20)	・ 国際連合設立		
1946(昭和21)	・ 婦人の地位委員会発足	・ 日本初の婦人参政権行使 ・ 日本国憲法公布	
1967(昭和42)	・ 婦人に対する差別撤廃宣言		
1975(昭和50)	・ 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） ・ 「世界行動計画」採択 ・ 「国連婦人の10年」1976～1985年	・ 総理府に「婦人問題企画推進本部」設置	
1977(昭和52)		・ 「国内行動計画」策定	・ 市民局に「婦人問題担当室」設置 ・ 市長の私的諮問機関「婦人問題懇話会」設置 ・ 庁内の婦人問題推進組織「婦人問題推進協議会（市長を会長）」設置
1979(昭和54)	・ 女子差別撤廃条約採択		
1980(昭和55)	・ 「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン）	・ 女子差別撤廃条約署名	・ 名古屋市基本計画策定（婦人の項） ・ 世界会議に婦人調査団を派遣
1981(昭和56)		・ 「国内行動計画後期重点目標」策定	
1984(昭和59)			・ 「日本女性会議 '84なごや」開催
1985(昭和60)	・ 「国連婦人の10年」世界会議（ナイロビ） ・ 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・ 国籍法改正 ・ 男女雇用機会均等法公布 ・ 女子差別撤廃条約批准	・ 世界会議に婦人調査団を派遣
1987(昭和62)		・ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988(昭和63)		・ 労働基準法改正（週40時間制）	名古屋市新基本計画策定（女性の項）
1989(平成元)	・ 児童の権利に関する条約採択	・ 新学習指導要領告示	
1990(平成2)	・ 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・ 室名を「女性企画室」に変更（懇話会、推進協議会の名称も合わせて変更）
1991(平成3)		・ 育児休業法公布 ・ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定	
1993(平成5)	・ 世界人権会議（ウィーン）	・ パートタイム労働法公布、施行	
1994(平成6)	・ 第4回世界女性会議のためのエスカップ地域準備会議（ジャカルタ） ・ 「ジャカルタ宣言」（地域行動計画を含む）採択 ・ 国際人口・開発会議（カイロ）	・ 児童の権利に関する条約批准 ・ 総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 ・ 男女共同参画推進本部設置	
1995(平成7)	・ 第4回世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	・ 育児休業法改正（介護休業制度の法制化）	・ 「男女共同参画プランなごや」策定 ・ 女性企画推進協議会を「男女共同参画推進協議会」に、女性企画懇話会を「男女共同参画懇話会」に改称 ・ 世界会議に女性海外派遣団派遣
1996(平成8)		・ 「男女共同参画ビジョン」答申 ・ 「男女共同参画2000年プラン」策定	

年	世界	日本	名古屋市
1997(平成9)		- 労働基準法改定（女子保護規定撤廃） - 男女雇用機会均等法改正（女子差別禁止、セクハラ防止義務） - 育児・介護休業法の改正（深夜業制限）	「男女共同参画推進会議」発足
1998(平成10)			男女共同参画懇話会「男女共同参画プランなごや後期重点課題」提言
1999(平成11)		男女共同参画社会基本法公布、施行	- 男女共同参画プランなごや後期重点課題策定 - 男女共同参画懇話会「男女共同参画推進センター（仮称）設置について」提言
2000(平成12)	女性2000年会議（ニューヨーク）「政治宣言」「成果文書」採択	「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的考え方」答申 - 男女共同参画基本計画策定 - ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）公布、施行	- 室を総務局に移管、室名を「男女共同参画推進室」に変更 - 女性2000年会議に合わせた女性海外派遣団派遣 - 男女共同参画懇話会「新男女共同参画プランなごや（仮称）への提言」 「名古屋新世紀計画2010」策定
2001(平成13)		- 内閣府に「男女共同参画局」設置 - 内閣府に「男女共同参画会議」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布	「男女共同参画プランなごや21」策定
2002(平成14)			「男女平等参画推進なごや条例」公布、施行 - 室名を「男女平等参画推進室」に、「男女共同参画推進協議会」を「男女平等参画推進協議会」に、「男女共同参画推進会議」を「男女平等参画推進会議」に改称 「男女平等参画苦情処理委員」設置 「男女平等参画審議会」設置
2003(平成15)		- 次世代育成支援対策推進法公布、施行 - 男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 - 女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告の審議	「男女平等参画推進センター（つながれとNAGOYA）」開館
2004(平成16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」告示 - 育児・介護休業法の改正（育児・介護取得の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設）	第1期名古屋市男女平等参画審議会「男女平等参画先進都市をめざして」答申
2005(平成17)	「第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）」開催	「第2次男女共同参画基本計画」策定	「名古屋市男女平等参画審議会答申事項達成状況進行管理票」作成

年	世界	日本	名古屋市
2006(平成18)		・男女雇用機会均等法改正（間接差別禁止、男性へのセクハラ禁止）	・「男女平等参画の視点からの公的広報物ガイドライン」作成
2007(平成19)		・パートタイム労働法の改正（均衡の取れた処遇の確保の促進） ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・名古屋市配偶者暴力相談センター業務開始
2008(平成20)		・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」	
2009(平成21)		・育児・介護休業法の改正	・第3期名古屋市男女平等参画審議会 「『男女共同参画プランなごや21』に基づく取り組みの評価と新プランに向けた基本的方向性について」答申 ・「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
2010(平成22)	・「第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）」開催	・「第3次男女共同参画基本計画」策定	・第4期名古屋市男女平等参画審議会「『新男女平等参画プラン』（仮称）の策定に向けて」答申 ・「名古屋市中期戦略ビジョン」策定
2011(平成23)			・「名古屋市男女平等参画基本計画2015」策定
2012(平成24)			・「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）」策定
2013(平成25)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護（等）に関する法律の一部を改正する法律」公布	
2014(平成26)		・男女雇用機会均等法改正 ・次世代育成支援対策推進法改正（10年間の延長） ・パートタイム労働法の改正	・男女平等参画推進センター（つながれっとNAGOYA）が女性会館に移転、共通愛称（イーブルなごや）として開館 ・「名古屋市総合計画2018」策定
2015(平成27)	・「第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）」開催	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	・第7期名古屋市男女平等参画審議会「次期『男女平等参画基本計画』の策定に向けて」答申
2016(平成28)			・「名古屋市男女平等参画基本計画2020」策定 ・「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」策定

名古屋市男女平等参画基本計画2020

平成28年 3 月

発行・編集 名古屋市総務局総合調整部男女平等参画推進室
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
電 話 (052)972-2234
F A X (052)972-4112
電子メール a2233@somu.city.nagoya.lg.jp

